

自主防災会活動

マニュアル



豊田市自主防災会連絡協議会

I 自主防災会とは

1 自主防災会の必要性	2
2 自主防災会はどんな組織か	3
3 リーダーとして行うべきこと	3

II 突然地震が発生したら

1 突然地震が発生した場合の時間的経過と活動	10
2 地震時の避難要領	11
3 豊田市の安否確認要領	12
4 被害発生時の情報収集及び伝達	13
5 被災者の救出活動	13
6 消火活動	14
7 救護活動	15
8 避難行動	15
9 避難生活	16

III 注意情報や警戒宣言が出された場合

1 警戒宣言の発令	20
2 自主防災会としての対応	23

IV 平常時の防災活動

1 住民への防災知識の普及・啓発	26
2 災害時要援護者の支援	33
3 防災訓練の実施	35

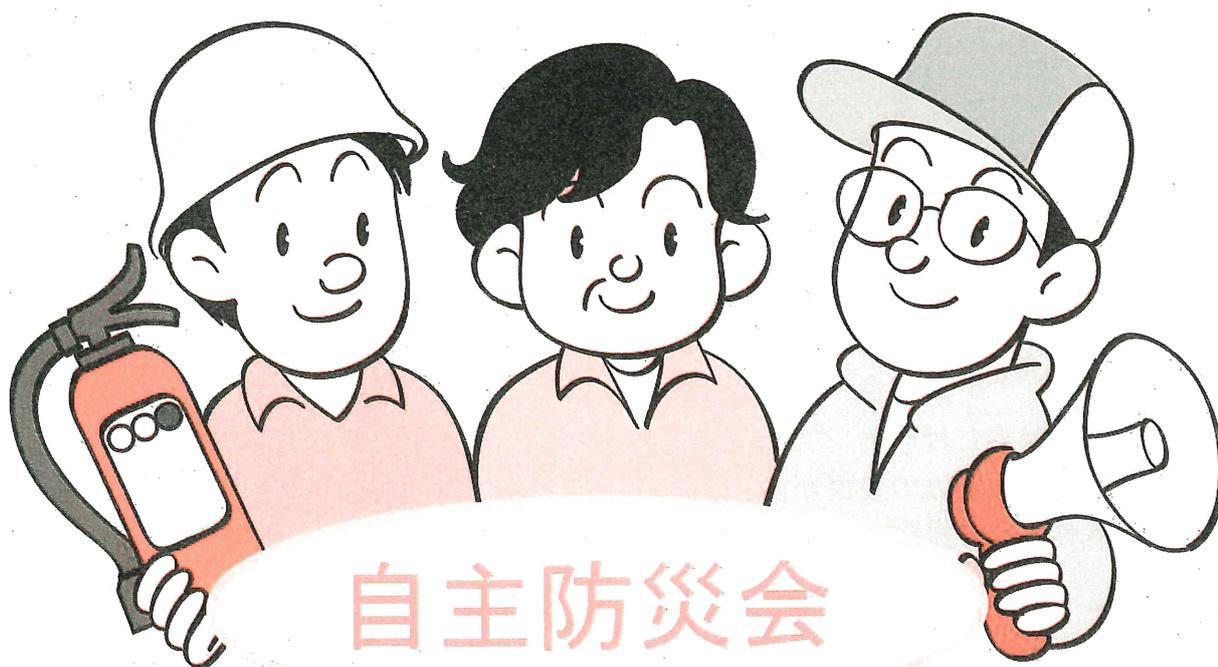
V 地震以外の災害

1 風水害	54
2 洪水(破堤・越水氾濫・浸水)	58
3 土砂災害(土石流・がけ崩れ・地すべり)	60

VI 自主防災会に必要な台帳類と避難者名簿

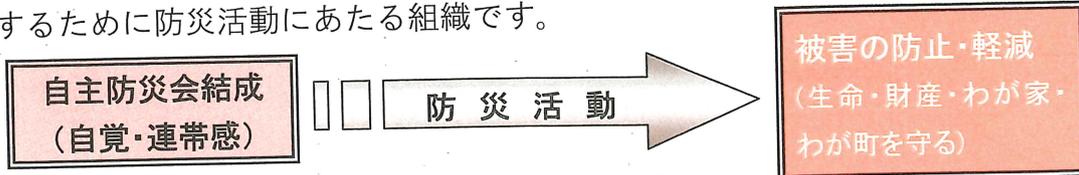
1 自主防災会台帳	66	5 資機材点検記録表	71
2 住民台帳	68	6 救助資機材提供者台帳	72
3 人材台帳	69	7 安否確認用カード	73
4 災害時要援護者台帳 ..	70	8 避難者名簿(世帯単位)	74

I 自主防災会とは

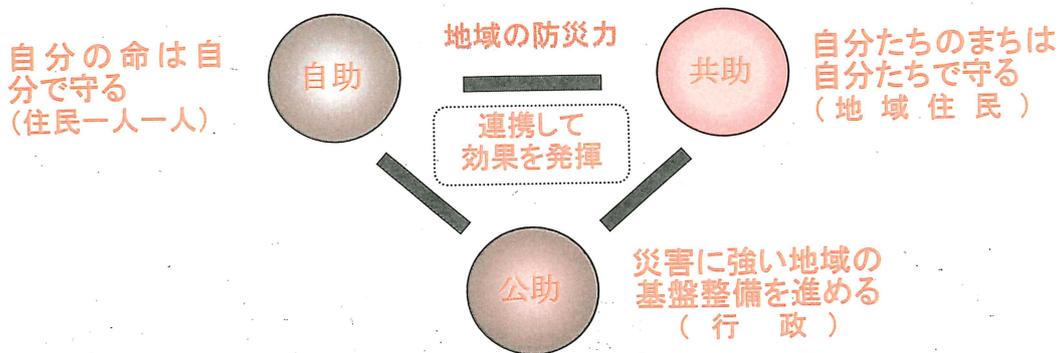


1 自主防災会の必要性

「自主防災会」は、生命・財産・わが家・わが町を守るなどの防災に関する住民の責務を果たすため、地域住民が自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織であり、大規模な災害が発生した場合、災害による被害を防止し、軽減するために防災活動にあたる組織です。



防災対策の基本的な考え方は、次の3つであり、これらがうまく連携することで防災対策への効果が発揮できます。

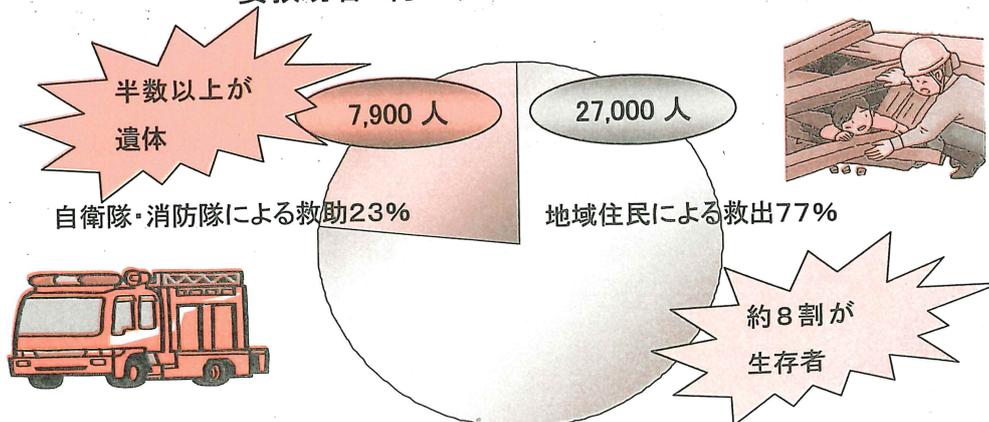


阪神・淡路大震災クラスの大規模な災害が発生すると建物倒壊や同時発生した火災とにより、防災関係機関の活動能力は低下し、全ての災害に対応できなくなります。

災害が大きくなるほど被害も増大し、公的機関の迅速な対応は困難になります。災害による被害を軽減するためには、迅速な安否確認と救出・救助、初期消火などが不可欠です。

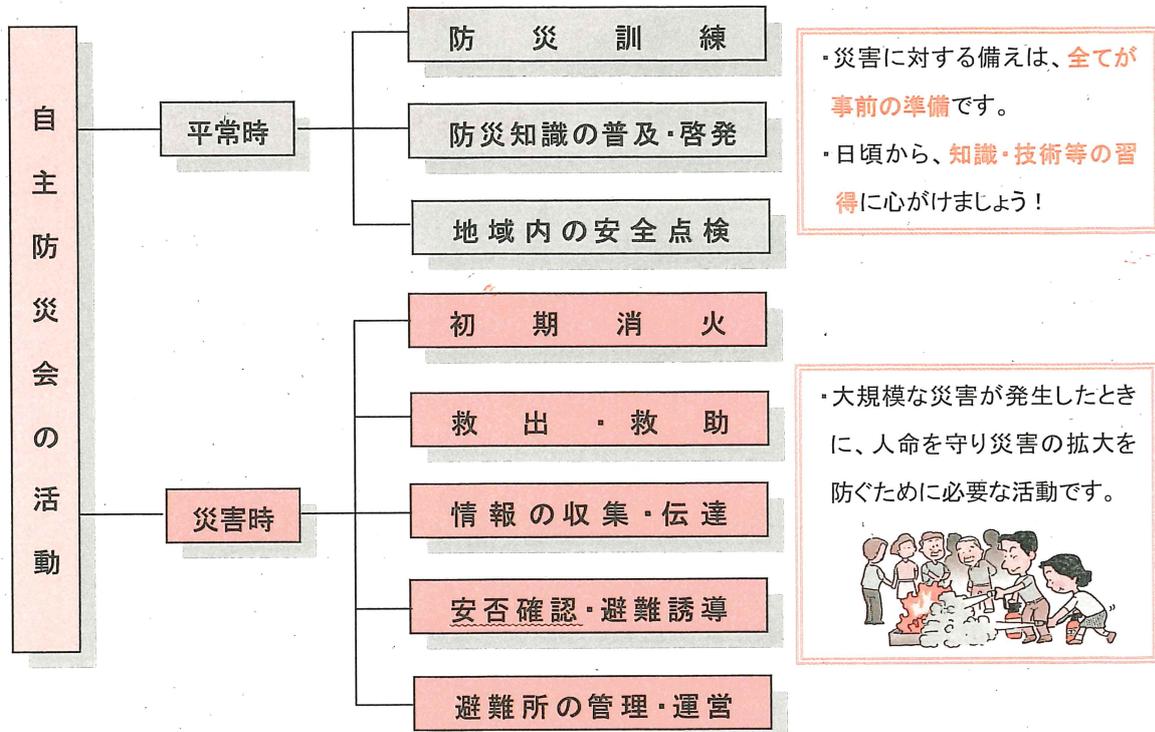
個人や家族だけの力では限界があり、危険や困難を伴うことがあります。このような時に地域の住民が協力し合って活動することが重要であり、日頃から防災活動に取り組むための組織、「自主防災会」が必要となる訳です。

要救助者 約 35,000 人(阪神淡路大震災)



2 自主防災会はどんな組織か

自主防災会は、平常時においては、住民への防災知識の普及啓発、防災訓練、地域内の安全点検等を行い、災害発生時においては、初期消火、救出・救助、情報の収集・伝達、安否確認・避難誘導、指定避難場所の管理・運営などを行う重要な役割を持っています。



そして、地域によって想定される災害の種類や自然条件、都市化の程度、住民の意識等が様々なため、実情に即した自主防災会の構成や運用を考える必要があります。また、防災計画を具体的に策定するとともに、これに基づき迅速確実に防災活動を行えるよう、組織内の役割分担を明確にしておくことが大切です。自主防災会の運営については、活動支援や補助をしていますのでご活用ください。

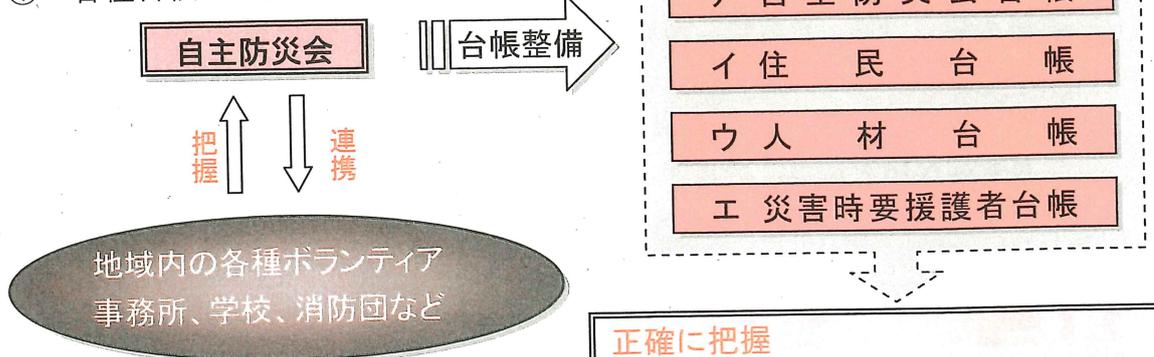
3 リーダーとして行うべきこと

(1) 自主防災会の現状把握

自主防災会のリーダーは、自らが防災に関する知識や技術を身につけるとともに、住民の意識を高めることが必要であり、自主防災会を適切に指導し、率先して行動することが要求されます。阪神・淡路大震災で一人の指導者が、組織されていない住民を適切に指導し、消火活動を行って延焼をくい止めた例が報告されたように、リーダーの役割は非常に重要なものです。

まずは以下のように、自主防災会と地域の現状を知ることが大切になります。

① 各種台帳の点検・整備



※ 台帳は、個人のプライバシーが含まれているため、保管は厳重に行うこと。

正確に把握
「誰がどこにいるのか」
「誰が援護しなければいけないのか」
「どんな資格を持った人がいるのか」

ア 自主防災会台帳 (66頁参照)

〔記録内容〕

組織の世帯数や役員、防災訓練等の活動状況、危険箇所、避難場所、人数、資機材の保有状況など

※ 会長を交替する場合は、台帳の内容を理解してもらうことが大切。

イ 住民台帳 (68頁参照)

〔記録内容〕

世帯ごとの構成員の属性・居場所など

※ 避難場所で世帯の人数やケガをした場合の血液型の確認などに使用するもので、プライバシーに関する項目は任意に記入するなど配慮が必要。

ウ 人材台帳 (69頁参照)

〔記録内容〕

災害時の応急救護や救出・救助に役立つ資格や技能を持った人材(医者、看護師、消防団員、元警察官、元消防吏員、大工など)



エ 災害時要援護者台帳 (70頁参照)

〔記録内容〕

介護が必要な地域に在住する災害時要援護者に関する情報(プライバシーには、十分注意)

※ 地区の民生・児童委員の協力が必要



災害時要援護者: 要介護高齢者、傷病者、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、乳幼児、体力の衰えた高齢者、日本語が理解できない外国人

② 防災資機材の整備・点検

自主防災会が、防災活動をスムーズに行うためには、地域の実情や組織の構成に合わせて、活動に必要な資機材を揃えておく必要があります。不足しているもの、新たに必要なものがあれば順次整備することが大切です。



また、いつでも使えるように、年2～3回の定期点検（資機材点検記録表 71頁参照）を行うとともに、点検時あるいは訓練時などを利用して取扱いを習い、全員が使えるようにしましょう。

地域内の救助資機材の把握（救助資機材提供者台帳 72頁参照）

地震等により災害が発生した場合、地域内の事業所に置いてある重機あるいは工作機械等、「いざ」という時に役立つような機械器具を日頃から把握しておき、災害発生時に利用できるよう協力体制を作っておくことも大切です。

③ 避難生活計画書の作成

大地震発生時には、多くの避難者が発生し、大混乱になることが予想されます。避難生活は複数の自主防災会が集まって営まれるため、同じ指定避難場所に避難する組織同士でよく話し合い、協力して避難生活計画書を作成することも必要です。

ア 避難所運営本部組織づくり

避難所生活がスムーズに進行できるように、市職員、施設管理者、自主防災会で避難所の運営組織を作りますので、総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生などの各班長を自主防災会組織図と合わせて決めておくことでスムーズに運用できます。

イ 避難者名簿の作成（74頁参照）

避難者名簿の作成は、避難所を運営していく上で、最初に行わなければならない活動です。

住民の安否を確認することは、応急対応を行う上で最も重要であり、そのための基礎データとなる安否確認用カード（73頁参照）を作成しておくことで迅速に把握できます。

また、災害対策本部においても市民の安否確認は不可欠です。

災害対策本部からFAX送信された「自治区安否確認調査表」に地区の避難状況や被害状況等を記入し、交流館の地区対策班（避難所が開設された場合）までFAX等を使って迅速に報告してください。

平常時から、安否確認や情報収集を兼ねた避難訓練を実施し、「いざ」という時のために備えておくことが大切です。



(2) 地域の情報把握と防災マップの整備

① 把握したい災害危険

防災の基本は、自分の住んでいる地域についてよく知ることです。自分たちが住んでいる地域にどんな危険性が潜んでいるのか、どんな弱点があるのか、具体的に把握し、被災したらどのような状況になるのかを予測しておく必要があります。

(災害危険情報例)

地理的情報	物的情報	人的情報
<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地等(崖・山崩れ) ・土石流危険溪流 ・河川、水路、貯水池、ダム ・狭隘道路、橋梁、トンネル ・埋立地(液状化) ・孤立の恐れがある集落 ・低地(浸水頻発地域等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊危険家屋 ・木造家屋密集地域 ・ブロック塀、自動販売機等 ・危険物・可燃物等貯蔵所 ・非常時の道路使用の可否 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの高齢者、障がい者等 ・妊婦、乳幼児 ・外国人(地理や言葉に不案内) ・定期的な治療が必要な人 ・自力避難が困難な人

② 防災マップの作成

地域内の危険箇所や防災施設などを把握したら、その状況を盛り込んだ防災マップを作成します。

防災マップは、その地域の山崩れなどの危険地帯、危険な施設・設備、幹線道路、指定避難場所等の防災上必要な施設・設備を記入したもので、地域の防災上の課題の把握、住民への正しい知識の伝達、災害による被害軽減のために有効な手段となります。

(災害時に役立つものの例)

地理的情報	物的情報	人的情報
<ul style="list-style-type: none"> ・市役所、消防署、警察署 ・指定避難場所 ・コミュニティセンター、交流館 ・防災備蓄倉庫 ・病院、介護施設等 ・ヘリポート等 ・公園、緑地、キャンプ場等 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活用品等の販売店(食料、日用品、薬品、燃料等) ・重機や救助に役立つ資機材を保有している事業所 ・防災資機材設置場所 ・水利(消火栓、防火水槽等) ・貯水タンク、給水所、井戸 ・公衆電話の設置場所 ・社会福祉施設の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、看護の従事・経験者 ・建設・修理業等の従事・経験者 ・民生児童委員、福祉関係者等 ・防災関係機関(消防・警察・自衛隊)に勤務した経験者 ・アマチュア無線資格者等

〔作成手順〕

班分けと作業分担

6～10名程度の班に分け、チェックする区域を決める（記録係りや班長なども決める）

事前打合せ

地図上でどの辺りを重点的に歩くか、コースやチェックポイントを決めておく

実際にまちに出る

まちに出て災害時に危険と思われる所、物、安全な所や役に立つ物などを写真に撮ったり、地図に記入し、子供の目線や視点を変えることで新しい発見をする

防災マップ作り

- ・班ごとにチェックしたことを地図上にまとめる
- ・班全員で調査結果について検討する
- ・カラーペン・付箋・写真等を地図上に貼り付ける
- ・写真は、デジカメやプリンターを利用するとすぐに検討することができる
- ・写真は地図の余白を利用する
- ・マーク色等を工夫して、わかりやすく表示する

報告会

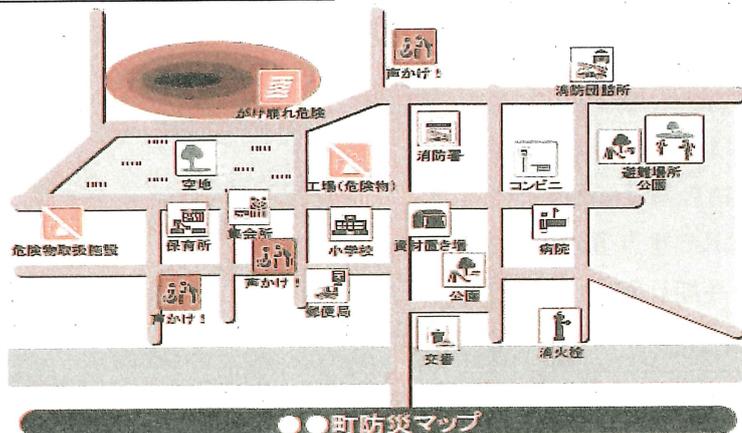
でき上がった防災マップを班ごとに検討する

作成のメリット

- ・作成のための調査活動をする事で住民の関心を高めることができる
- ・地域の防災上の課題把握に役立つ
- ・住民への正しい知識の伝達に有効
- ・マップの更新を行うことで活動低下を防止できる
- ・災害による被害軽減に有効

注意

- ・災害時要援護者等の個人情報の取扱に注意
- ・利害関係を含む記載事項については合意を得ておく



(3) 自主防災会の活動目標の設定と計画の策定

自主防災会の現状を分析し、組織の活動目標や防災訓練、研修会等の計画を策定することで組織内のメンバーの意識を高めることができますので、リーダーシップを発揮して組織的に取り組む必要があります。

【事業・活動計画策定の流れ】

■ 班別に計画を検討

各部門別に検討することで、活動の漏れをチェックできるようになります。できるだけ多くのメンバーで意見を出し合うようにする。

■ 優先順位をつけて検討

各班別の意見をテーマ別に関連付けて整理し直し、重要度や緊急度などを考慮して、実現可能なものを検討する。

■ 時間や予算を考慮して計画を作る

テーマ別に整理した内容に、時間的な制約や予算といった要素を加味して討議し、組織の現況を考慮して活動計画を立てます。

■ 年間重点項目を決定

年間活動計画に特徴を持たせるために、重点項目を設けると、中長期計画を立てる上で役に立ちます。

【計画例】

〔中・長期計画〕

(目標) 1年目: 家庭内対策の徹底・台帳の見直し

2年目: 各班の行動の明確化

3年目: 防災資機材の充実

(行動計画)

1年目: 家庭内対策・台帳整備

4～6月 各組単位に家具固定のアンケート・台帳見直し

7～8月 家庭内対策講習会の実施

9～1月 家庭内対策実施状況のチェック

〔年間計画〕

平成18年度 ○○防災会年間活動計画

○月 台帳見直しのため、用紙配布

○月 家具固定に関するアンケート実施

○月 台帳の作成

○月 班単位の検討会

○月 班単位の課題の研究

○月 防災資機材の点検

○月 家庭内対策講習会

○月 総合防災訓練打合せ

○月 総合防災訓練

○月 地域防災訓練打合せ

○月 防災資機材の点検

○月 地域防災訓練

○月 防災講演会

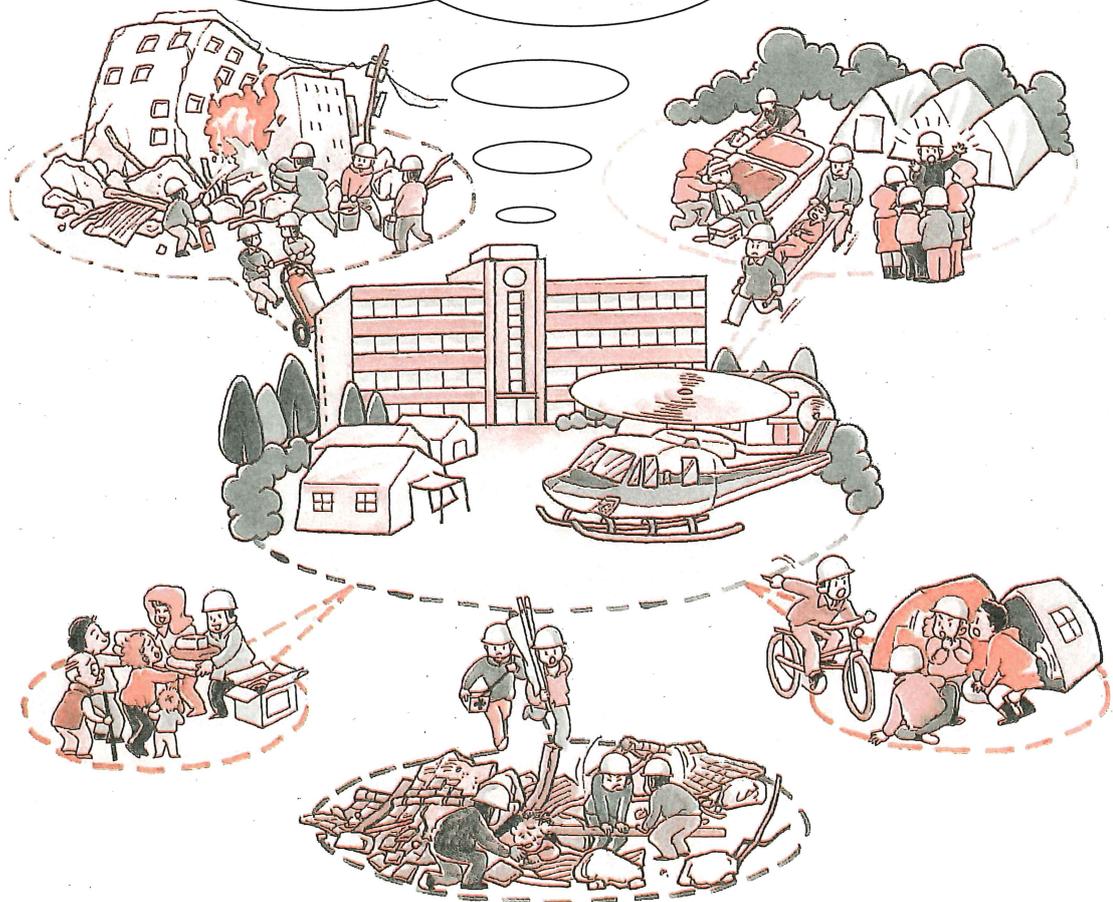
○月 個別訓練打合せ

○月 個別訓練

Ⅱ 突然地震が発生したら

まず、情報収集・安否確認！

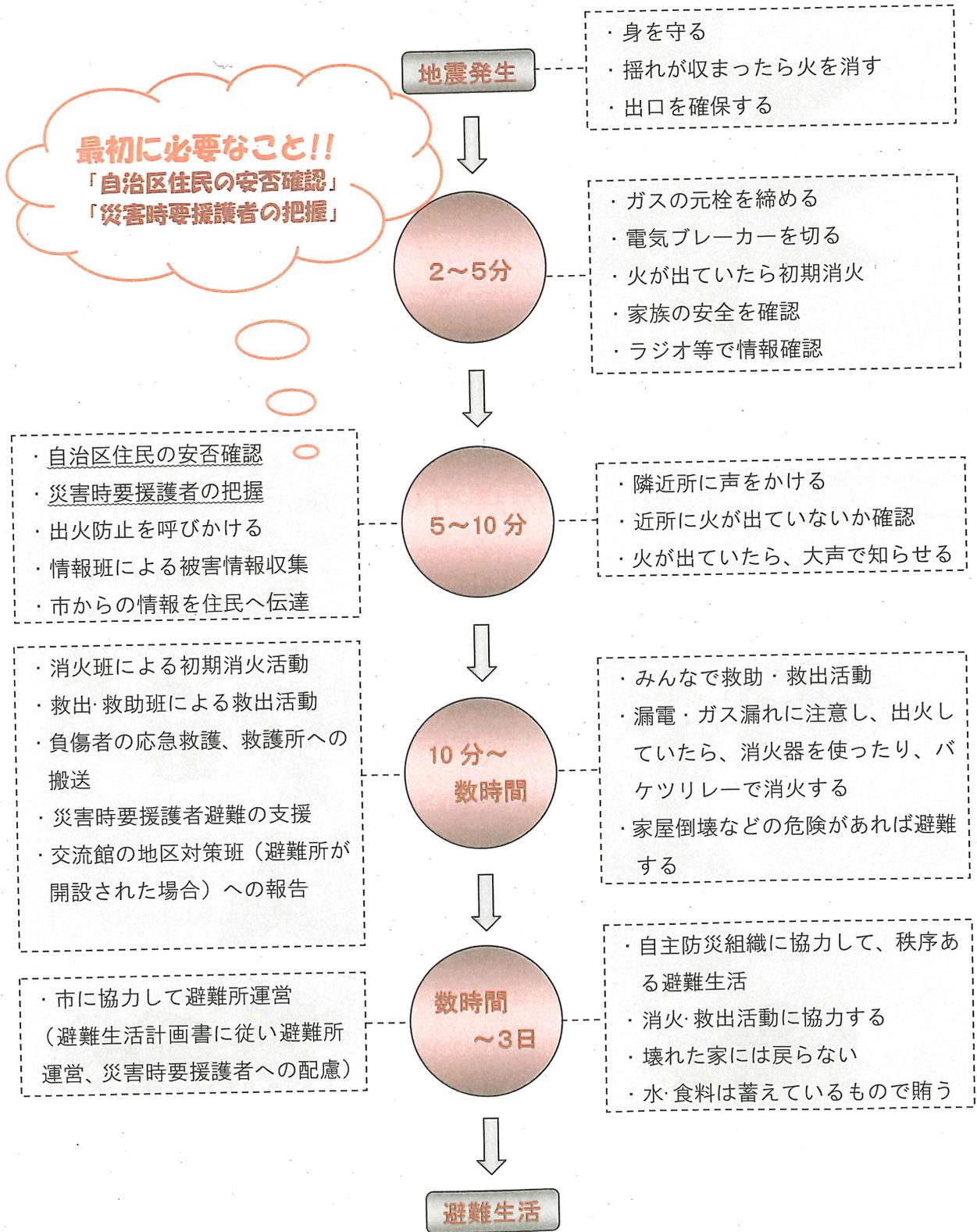
災害時要援護者の把握！



1 突然地震が発生した場合の時間的経過と活動

【自主防災会の活動】

【各個人の行動】



2 地震時の避難要領

■避難勧告・指示が発令された場合の他、地域における情報収集の状況等から判断して生命・身体等に危険が及ぶ恐れがある場合、自主防災会による避難誘導活動の実施を決定する。

■市から避難勧告や指示が発令されたときは、一時避難場所への住民避難を呼びかける。

■呼びかけは避難誘導班だけでなく、隣近所などでも行う。

■救助を必要とする人や避難の助けを求める人がいたら、協力して助ける。

■一時避難場所に集まった後、人員の確認（安否確認）を行い、所在不明の者がいる場合は、地域で分担して手分けして安否を確認する。

■避難誘導班を中心として、災害時要援護者（高齢者、子供、負傷者、身体の不自由な人等）から避難する。

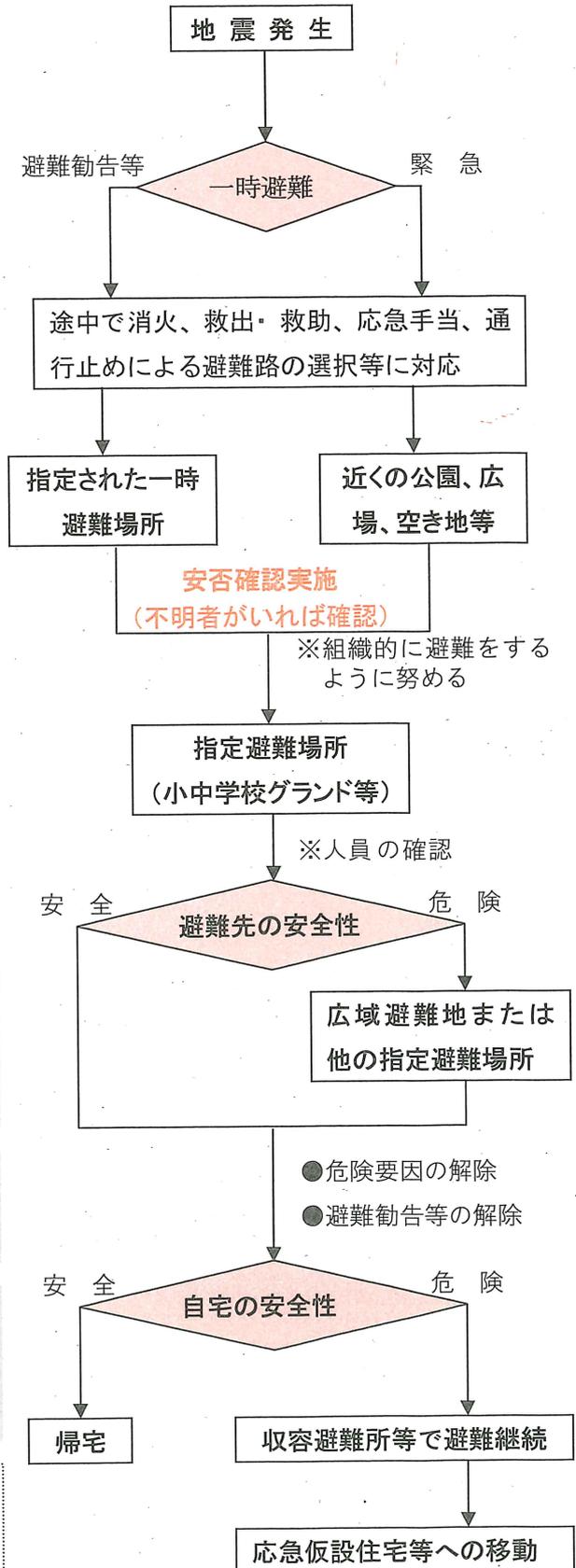
■担架や車いす、リヤカーなどを活用して避難を支援する。

■避難途中においては、余震などによるブロック塀の倒壊や落下物に注意する。

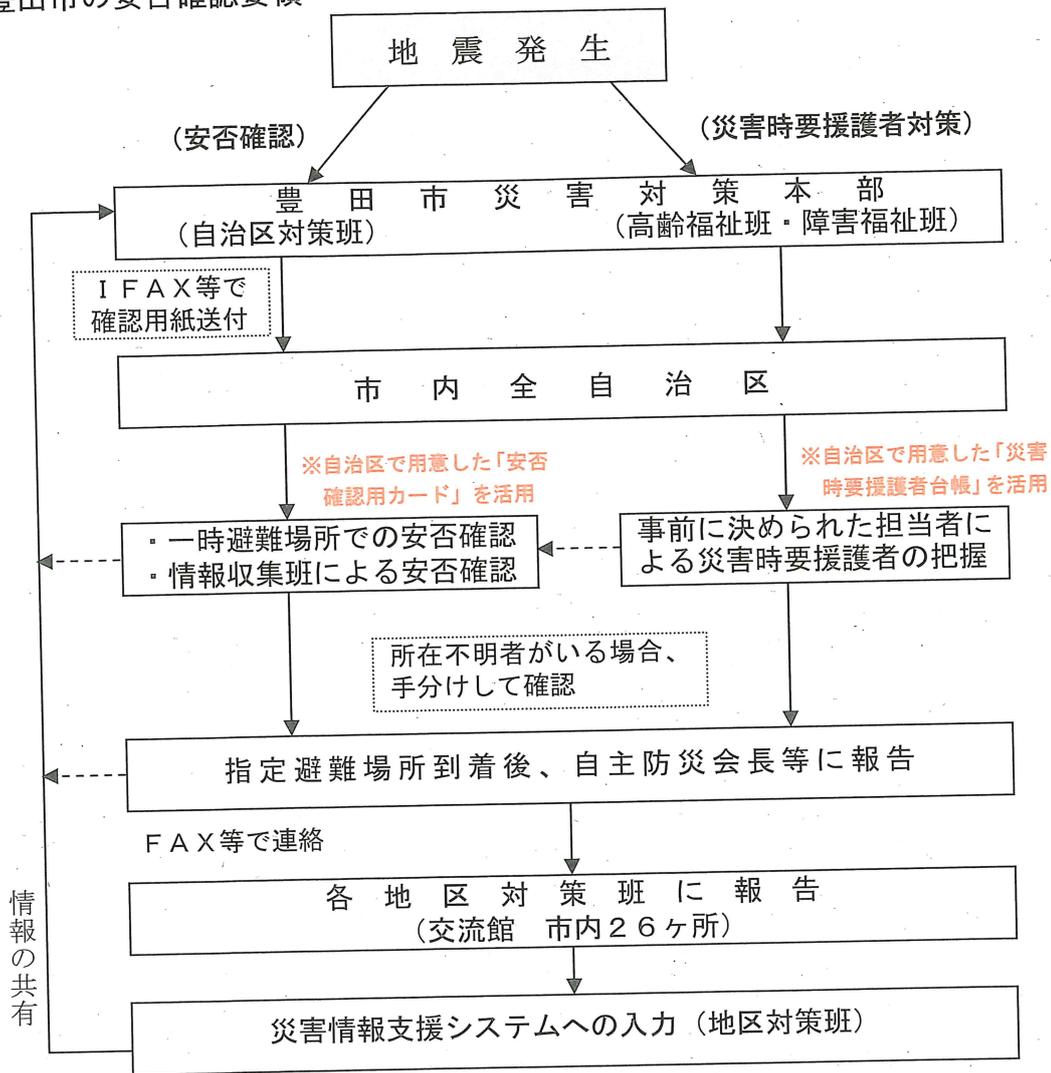
■指定避難場所に着いたら、出発時の人員が揃っているか確認し、避難状況、被害状況等を交流館の地区対策班に報告する。

「避難勧告」：事前に避難を要すると認められるときに発令

「避難指示」：緊急に避難を要すると認められるときに発令



3 豊田市の安否確認要領



■ 災害時の安否確認と避難誘導

災害時の避難に当たって、まず安否確認と避難誘導が必要になります。災害時の混乱の中で安否確認を短時間で完了するには、平常時から用意しておいた「安否確認用カード」等を使って要領よく情報収集することと、日頃から「向こう3軒両隣」の近所付き合いを大切にしておくことが欠かせません。

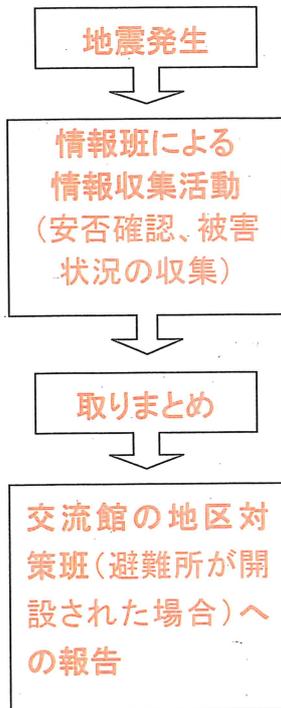
また、災害時要援護者については、支援方法を普段から具体的に決めておくとともに、複数の住民による援護体制が必要です。

■ 日頃の近所付き合いが命を救う！

阪神・淡路大震災において、震源地に近い淡路島の北淡町は、震度7の揺れで多くの人々が倒壊家屋の下敷きになりました。しかし、住民同士の日頃からの近所付き合いがあったため、お互いのことを熟知しており、瓦礫の下になっている人の位置を正確に知ることができました。そのため、地元住民からなる消防団が半日ほどで約300名もの命を救うことができました。

4 被害発生時の情報収集及び伝達

災害が発生した場合は、地域内の被害状況、避難の状況、要救助者の有無などについて、あらかじめ決められた経路ですみやかに把握することが必要です。死者の数や建物の破壊状況、火災発生の有無や状態などを正確に速く、交流館の地区対策班（避難所が開設された場合）に報告します。このため、普段から情報収集と情報伝達のシステムを確立しておくことは、たいへん重要です。



情報の収集及び伝達のポイント

- 1 情報収集を迅速に行うため、あらかじめ調査区域を分け、担当者を決めておく
- 2 安否確認用カード(73頁参照)や被害状況等の記入様式を作っておくと、必要な情報を迅速にもれなく把握できる
- 3 被害報告を取りまとめ、情報班長が交流館の地区対策班(避難所が開設された場合)に報告する
(「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な情報なので、必ず報告する)
- 4 同報無線や市町村の広報車、テレビやラジオなどの情報を確認し、各家庭へ正確に情報を伝え、デマやパニックを防ぐ
- 5 災害時要援護者については、日頃から連絡体制を構築しておく

5 被災者の救出活動

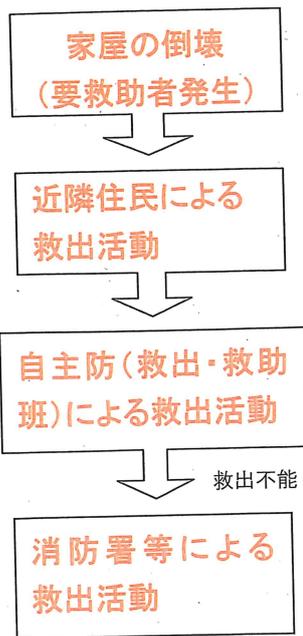
大災害発生時には、建物の倒壊による下敷き等により、救助を必要とする人々が多数発生します。

しかし、消防などの防災機関だけでは十分な対応はできません。

地域の自主防災会が協力して救出・救助に当たることが不可欠になります。

また、自主防災会による素早い救出が被災者の生死を大きく左右します。





救出活動の手順

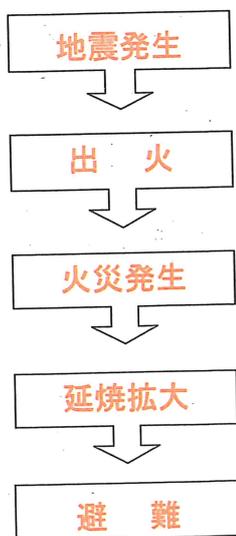
- 1 まず、身の安全を図り、家族や隣人を救出する
- 2 大きな声を出し、負傷者などの居場所を確認する
- 3 ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出する
(地域事業所等にも協力・資材提供を依頼する)
- 4 大規模な救出作業の時は、チェンソーやエンジンカッターなどを使い、自主防では無理な場合は、消防機関を要請し、埋没位置や人数を連絡する
- 5 災害時に役立つ地域の人材や救助に役立つ事業所等の機械器具を日頃から把握しておき、協力を依頼する

6 消火活動

地震による火災を防ぐには、各家庭が火を出さないようにすることが一番です。不運にも出火した場合には、自主防災会が協力して消火活動を行ってください。

しかし、地域で行う消火活動は、あくまで火災の延焼防止が目的ですので、無理をして逃げ遅れないようにしてください。

消防署員や消防団員が来たら、その指示に従ってください。



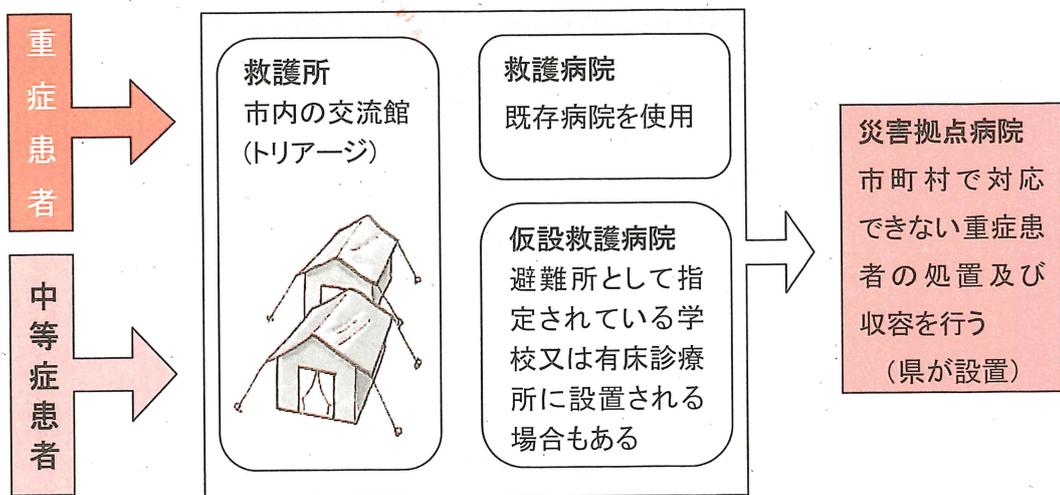
消火活動の手順

- 1 揺れが収まってから素早く火の始末
- 2 消火器、汲み置きの水などを使って消火活動
- 3 可搬ポンプ、バケツリレーなどによる初期消火活動
- 4 消防署員、消防団が消火を開始したら指示に従う
- 5 避難誘導班の支持に従って避難を開始する

7 救護活動

大地震が発生した時は、多数の負傷者が発生しますが、すぐに医師による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合は応急手当を行い、重傷者や中等症患者は医療救護施設に搬送するようにしてください。

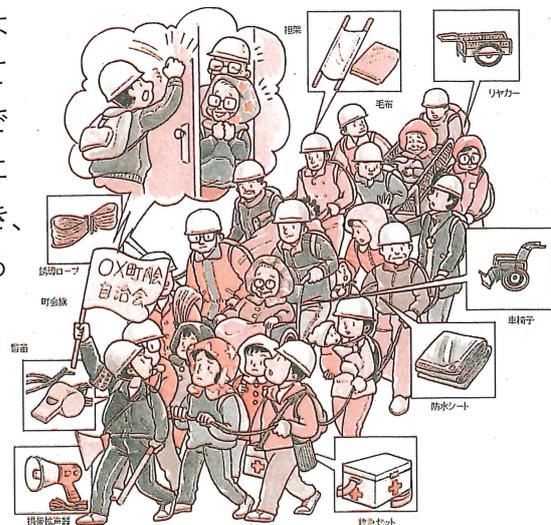
応急救護施設は、交流館に開設されますが、事前に市役所に確認しておきましょう。



8 避難行動

住民の生命や身体に危険が生ずる恐れがある場合、危険地域の住民に対して、避難勧告や避難指示が出されます。

情報の食い違いによる誤った避難行動は危険ですので、必ず正確な情報に基づいて行動するようにしましょう。また、自力で避難することが困難な災害時要援護者については、自主防災会で担当を決めておき、逃げ遅れのないようにみんなで協力することが大切です。



避難計画策定に当たってのポイント

- 1 住民がよく知っている広くて危険のない場所をあらかじめ一時避難場所として決めておく
- 2 避難誘導の責任者を決め、避難者がはぐれないようにロープにつかまるなど、全員が指示に従って、まとまって避難できるようにする
- 3 自主防災組織の責任者は、安全な避難経路を気象条件や災害規模に合わせて、3パターンほど選定しておく
- 4 災害時要援護者の介護者を決めておき、寝たきりや身体が不自由な人の移動は、リヤカーや車椅子などを活用する
- 5 日頃から訓練を繰り返し、避難場所や避難方法を住民に周知徹底しておく
- 6 避難するときの服装は、ヘルメット(防災頭巾)、軍手、長袖の服・長ズボン(木綿)、底の厚い靴が基本で、持ち物はリュックサックに入れる(目安 男性15kg、女性10kg)
- 7 避難開始前には、ガスの元栓の閉鎖及び電気ブレーカーの切断など、火災の発生防止を図る

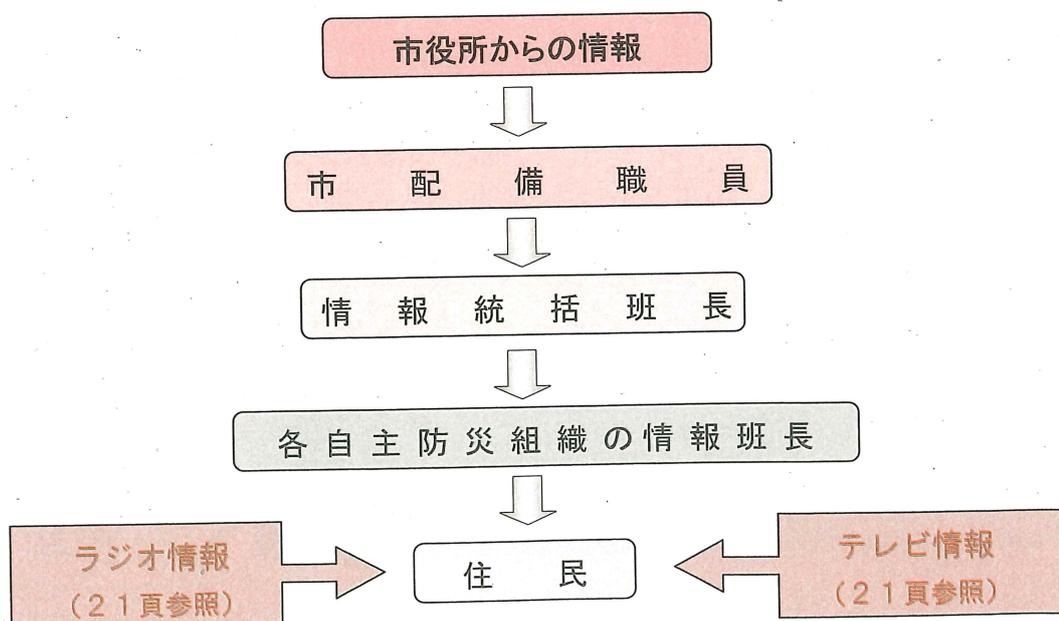
9 避難生活

避難生活は、災害による精神的な不安、共同生活の不自由や不便を強いられるため、決して楽しいものではありません。

自主防災会が中心になって、お互いに協力し合い、少しでも快適に過ごせるように避難住民の生活の秩序を保つ必要があります。

特に高齢者や障がいを持つ災害時要援護者に対しては、温かい配慮が必要です。そのためには、避難生活計画書を作成しておくに役立ちます。

(1) 情報の伝達経路を決める



(2) 掲示板・伝言板の設置

視聴覚に障がいのある人に、情報を伝える人をあらかじめ決めたり、掲示板・伝言板と放送を併用するなどして、災害時要援護者へ確実に情報が伝わるようにすることが必要であり、更なる情報の伝達及び共有に努める。

(3) 安否確認

安否確認用カード(73頁参照)等を活用し、指定避難場所ごとに安否確認を行う。

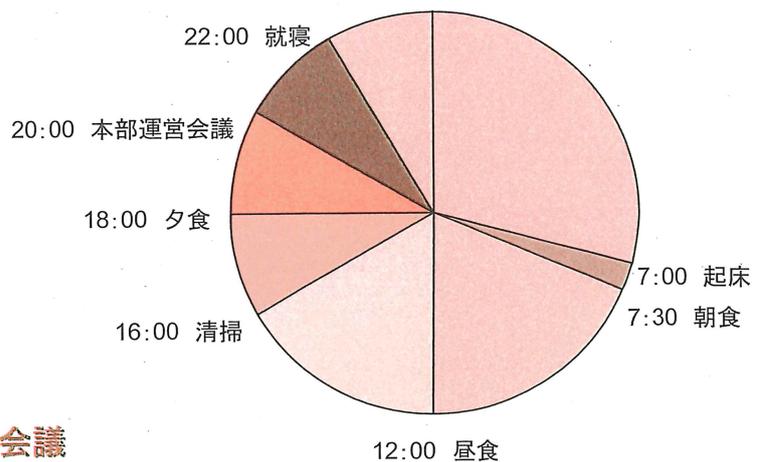
(4) 避難所の運営管理の注意点

- ・ 避難所は、行政機関が想定している場所を基本とする。
- ・ 市町村担当、避難施設の管理者、自主防災会が中心となって避難所運営組織を結成する。
- ・ 運営本部に、総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生等の各総括班長をおく。
- ・ 運営本部の下に自主防災会ごとに班編成を行い、班ごとの役割を決める。
- ・ 運営本部会議を1日1～2回開催し、情報の収集・伝達、役割等を再認識するとともに、情報の共有に努める。
- ・ 親戚宅への避難など、避難先を変更した場合は、情報班を通じて運営本部へ速やかに連絡する。

(5) 生活時間を決める

- ・ 生活区域、生活上のルールを決める。
- ・ 生活の時間を決めておく。

7:00 起床
7:30 朝食
12:00 昼食
16:00 清掃
18:00 夕食
20:00 本部運営会議
22:00 就寝



(6) 食料・水の確保

- ・ 原則として、各自の非常持ち出しの食料で賄う。(火の使用は避ける)
- ・ 避難が長期になり、各自の食料を賄えない場合は共同で炊き出しを行う。
- ・ 地震後は断水になる恐れがあるので、ポリタンク等に水を貯めておく。
- ・ 食事や給水は、リーダーの指示に従い、順序良く行う。
- ・ 高齢者など災害時要援護者に確実に食事が行き渡るように配慮する。

(7) ゴミのルールを決める

- ・ 生ゴミは場所を決めて出す。
- ・ その他のゴミは分別し、きちんと別けて出す。

(8) トイレのルールを決める

トイレは、きれいに使用し、定期的にキッチンと清掃する。

(9) ペットへの対応

飼育者の把握、飼育場所の指定、排泄物の後始末の方法などを徹底しておく。

(10) 使用禁止建物への立入禁止

倒壊の危険がある建物は、ロープ等で閉鎖し、立入を禁止する。

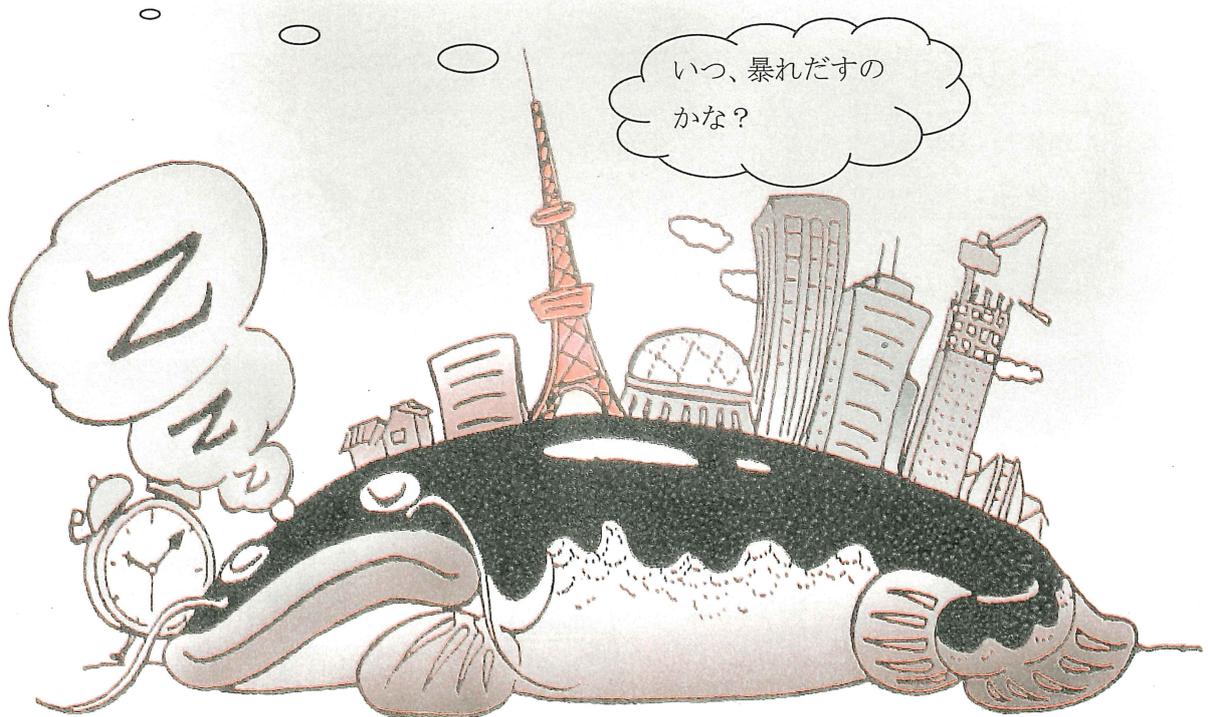
(11) プライバシーの保護に気をつける

- ・ お互いにプライバシーを保護するため、家族単位で区分けして、むやみに他人の場所に立ち入らないようにする。
- ・ 更衣室、授乳室等も設置する。

(12) 災害時要援護者への配慮

- ・ 介護は原則的に家族で行い、介護を行う家族がいない人は、あらかじめ災害時要援護者台帳に登録しておく。
- ・ 介護者が不足する場合は、各自主防災会の人材台帳を活用し、看護師等の適任者に介護を依頼する。また、手話、ガイドヘルパー等のボランティア受入にも配慮する。

Ⅲ 注意情報や警戒宣言が 出された場合

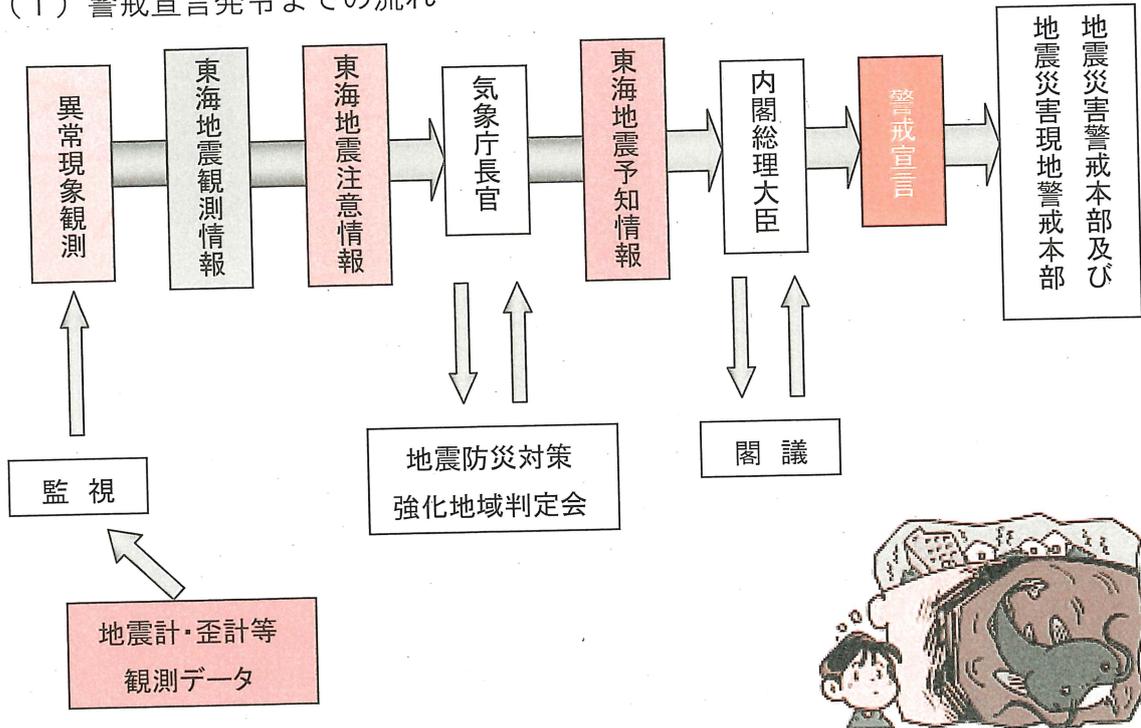


1 警戒宣言の発令

地震発生への恐れが高いと判定された場合は、気象庁長官を通じて内閣総理大臣に報告され、内閣総理大臣名で「警戒宣言」が発令されます。マスコミや関係機関には「予知判定会招集」時点で公表されます（ただし、予知判定会が招集されると必ず警戒宣言発令とは限りません）。

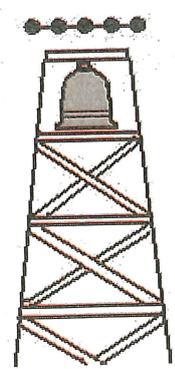
警戒宣言発令と同時に、マスコミは臨時ニュースを流し、強化地域及び周辺地域では、交通規制を始め、様々な規制が行われます。

(1) 警戒宣言発令までの流れ



(2) 警戒宣言の伝達方法

- テレビやラジオによる伝達
- 半鐘による伝達
5点連打
5回以上繰り返す
- サイレンによる伝達
45秒（鳴）15秒（休）
5回以上繰り返す



(3) 地域に密着した災害関連情報の収集

大きな災害が発生あるいは発生危険があるような場合の情報収集は、今後の災害対策を進める上で大変重要な活動です。

自主防災会としてもテレビ、ラジオを始めとするメディア等や災害対策本部から情報を収集し、正確な情報を伝えることにより、地域住民の不安を解消するとともに、住民の安否確認、被害状況等を交流館の地区対策班（避難所が開設された場合）へ報告することが必要になります。

そのためには、情報を収集する手段を周知しておくことも大切です。

情報収集手段

- ▼ 災害関連情報をコミュニティ放送(ひまわりネットワーク及びエフエムとよた)により提供

※文字情報による提供【ひまわり情報チャンネルー22ch】

※重要情報の提供【ひまわりチャンネルーデジタルー12ch、アナログー6ch
ラジオラヴィート78.6MHz】

- ▼ 雨量情報をケーブルテレビで放映

※市内の雨量情報を提供【お天気チャンネルー24ch】

- ▼ 矢作川の河川情報をケーブルテレビで放映

※市内の河川映像(阿摺ダム下、高橋)及び矢作ダムの放流情報
【ひまわり情報チャンネルー22ch】

- ▼ 災害対策本部からの情報提供

※災害対策本部(市役所)から災害関連情報をFAX、電話及び防災行政無線で
自治区あるいは住民に提供

災害対策本部が設置されるのは、

■風水害・突発災害の場合

- ・大雨警報又は洪水警報が発表されたとき
- ・台風による暴風警報が発表されたとき
- ・突発的な災害が発生し、情報収集が必要な場合

■地震災害の場合

- ・市内で震度4を観測した場合

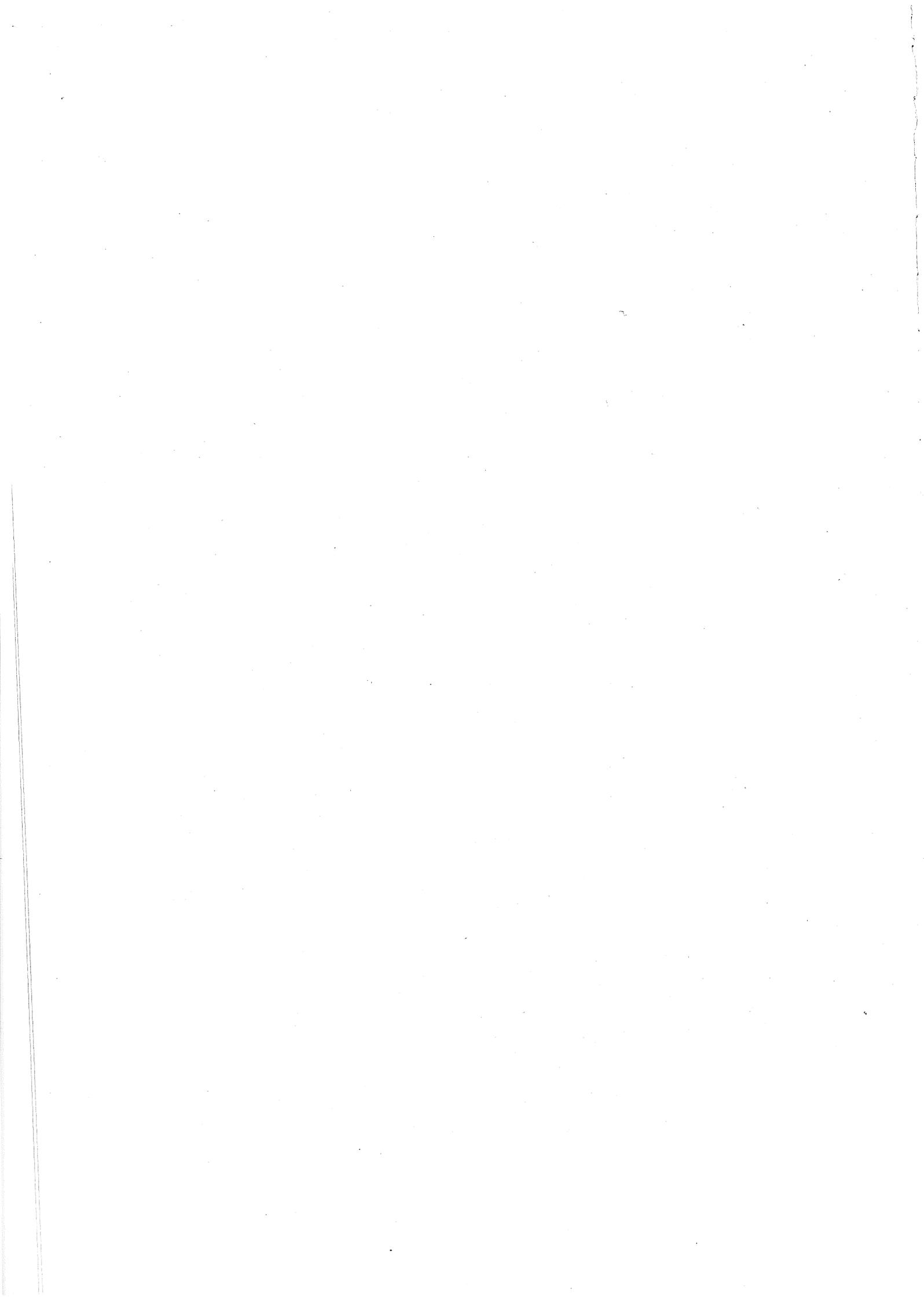
(4) 東海地震注意情報発表及び警戒宣言発令時の対応

施設・設備等	注意情報発表時	警戒宣言発令時
水道	供給は継続されます。	供給は継続され、飲料水の緊急貯水を呼びかけるなどの措置がとられます。
電気	供給は継続されます。	供給は継続され、電力を円滑に供給するための措置がとられます。
ガス	供給は継続されます。	供給は継続されます。
電話 (NTT)	一般回線は原則使用可能。	重要通信の確保のため、一般回線の利用が制限されることがあります。(災害用伝言ダイヤル「171」は提供が開始されます。)
鉄道・バス	運行は継続され、警戒宣言時には運行中止になることが予告されます。	最寄りの安全な駅などに停車し、運行が中止されます。 震度6弱未満、津波なしの地域では、安全に運行可能と判断した場合は、運行継続可 ※JR東海の新幹線：名古屋－新大阪間の運行継続。
一般道	通行できます。	強化地域からの流出は制限されませんが、地域内への流入や走行は、極力抑制されます。
高速道路	通行できます。	強化地域からの流出は制限されませんが、地域内への流入は、制限されます。
地下街	利用客などに帰宅が促されます。	地下街に利用客などがいないことを確認してから、閉鎖されます。
デパート	利用客などに帰宅が促されます。	原則営業中止・耐震性を有するなど安全性が確保される場合は、営業を継続できます。
金融機関	顧客や従業員の安全を確保しながら、業務は継続されます。	窓口業務は停止。一部の現金(郵便貯金)自動預払機は預・貯金の払い戻しが継続されます。
学校	あらかじめ定めた方法(保護者などによる引き取りか教師引率による集団下校など)で帰宅。帰宅できない場合は引き渡しまで学校で保護されます。	保護者との間で取り決めた方法で帰宅。帰宅できない場合、引き渡しまで学校で保護されます。
小規模小売店	営業は継続されます。	できる限り営業が継続されます。
病院	診療は継続されますが、救急患者を除き外来受診の自粛をお願いします。	救急患者を除き外来診療は中止します。耐震性を有する病院は診療を継続できます。

2 自主防災会としての対応

自主防災会として、次のような対応が考えられます。

	対	応
注意 情報 発表 時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 警戒宣言発令時の本部運営に向けての準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員等の所在を確認する ・ 連絡体制、役割分担を確保する ・ 防災資機材、備蓄食料を点検する ■ 住民等に注意情報の発表を周知 正しい情報を聴取し、冷静に行動するように呼びかける ■ 災害時要援護者の避難行動の実施 高齢者や身体の不自由な人の事前避難を実施（特に避難対象地区） 	
警 戒 宣 言 発 令 時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自主防災会本部の設営 活動拠点として、自主防災会本部を設営する ■ 情報の収集・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報班による情報収集・伝達方法を確認する ・ 警戒宣言や予知情報が正確に各家庭に伝達されているかを確認する ・ 避難場所への避難状況、応急対策の実施状況等を交流館の地区対策班（避難所が開設された場合）へ報告する ■ 初期消火の準備 防災倉庫の資機材を点検し、準備体制をつくる ■ 防災用資機材等の配備・活用 防災資機材を必要な場所に配備し、担当要員を確認する ■ 家庭内対策の徹底 情報班員が巡視して、家具の転倒防止、落下物の除去、出火防止、非常食・飲料水の確認などを各家庭に呼びかける ■ 避難活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山崩れ等危険予想地域の住民に対して市長の避難勧告又は指示を伝達し、指定された避難場所に避難させた後、避難状況を交流館の地区対策班（避難所が開設された場合）へ連絡する ・ 避難対象地区外でも、耐震強度が不十分な家庭は空き地等に避難するよう呼びかける ・ 避難生活に必要なテント等を準備する ・ 医療救護活動、防疫等に必要な資機材を準備する ■ 社会秩序の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオの正確な情報収集・伝達に努め、デマを防止する ・ 物資の公平で円滑な供給に協力する 	



IV 平常時の防災活動



1 住民への防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及

災害発生時に自主防災会が効率的に活動し、被害を最小限に食い止めるためには、地域住民の多くが防災に関する正しい知識を持っていることが不可欠です。

そのためには、自主防災会が知識や情報を伝える機会を設けるか、自治区の行事開催などの機会を有効に利用する必要があります。

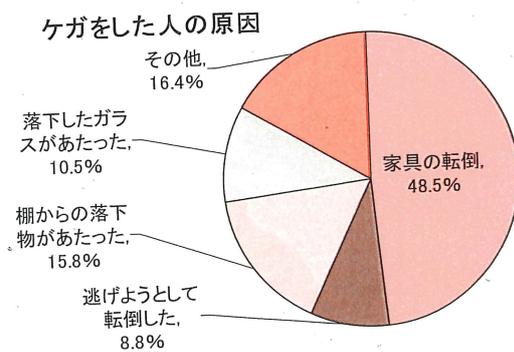
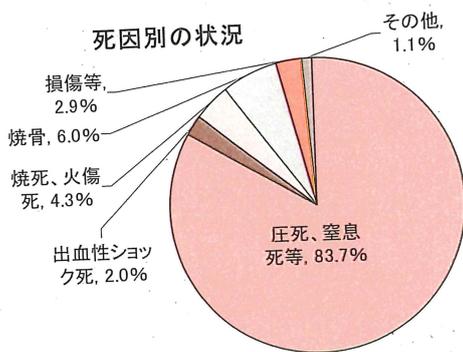
大規模災害が発生した場合の防災の基本は、生き抜くことであり、地域住民との連帯がなければ困難であることを理解してもらいます。



啓発事項の例

- 1 自主防災会が活動すべき内容
- 2 自主防災会の構成員の役割
- 3 東海地震などの知識
- 4 警戒宣言発令時の対応
- 5 突然地震が発生したときの対応
- 6 家庭内対策の指導
- 7 災害時要援護者への対応
- 8 起震車による地震の疑似体験
- 9 防災講演会、研修会への参加

(2) 家庭内対策の促進



阪神・淡路大震災で亡くなった人の8割以上は、家屋倒壊が原因でした。そして、ケガをした人の半数近くは、家具の転倒によるものでした。

この経験から、建物倒壊に対する危機意識は高まりましたが、この危機意識が自宅の耐震改修等の具体的な行動に繋がっていないのが実情です。

また、大災害が発生した場合に備えて、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などの準備、家族との連絡方法等、事前の準備に関しても減少傾向にあります。

もう一度、地震の悲惨な状況を思い出し、家庭での防災対策の重要性を徹底する必要があります。

① 家庭の耐震診断と補強

木造住宅の耐震診断を実施し、耐震強度のない場合は補強します。

木造以外にマンション耐震診断等補助制度もあります。

合板による補強



すじかいによる補強



基礎のひび割れ等の補強



詳しくは、豊田市ホームページ参照

(<http://www.city.toyota.aichi.jp/>)

窓口：都市整備部 建築相談課

② 備蓄品及び非常持ち出し品

大規模な災害が発生すると、物資の輸送等に支障が生じ、食料品等が入手できなくなります。また、病院自体の被災や大量のけが人が発生することから、すぐに治療を受けることができなくなります。

このため、防災機関等の救援活動が受けられるまで、生活ができるように家庭ごとに家族構成を考慮して食料や水、医薬品等を準備しておくことが必要です。

〔備蓄品〕

ア 食料……………最低3日分

主食：米、カンパン、インスタント食品など

副食：漬物、梅干、佃煮、缶詰など

調味料：味噌、醤油、塩など

イ 飲料水……………1人につき、1日3リットルの水を最低3日分



〔食糧備蓄の目安〕

調理不要の非常食3日分を含む7日分

〔非常持ち出し品〕

ア 医薬品

包帯、絆創膏、滅菌ガーゼ、三角巾、体温計、ピンセット、傷薬、目薬、解熱剤、かぜ薬、常備薬、はさみ など

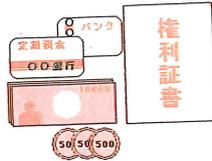
イ 医薬品以外

携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、現金、貴重品、衣類、タオル、ティッシュペーパー など

〔防災チェックリスト〕

貴重品

- 現金（小銭も）
- 預金通帳
- 印鑑
- 免許証などの身分証明書
- 権利証書
- 健康保険証



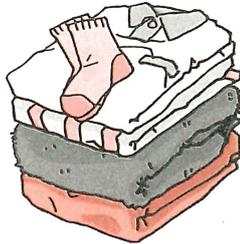
食品

- 水（1人1日3リットル）
- カンパン
- 缶詰、レトルト食品
- 栄養補助食品
- アルファーマイ
- ドライフーズ
- インスタント食品
- 梅干
- チョコレート
- 菓子類
- 調味料
- 粉ミルク、ほ乳びん
（赤ちゃんがいる場合）



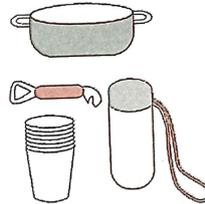
衣類関係

- 下着
- 軍手
- タオル
- 毛布
- 雨具



食品関係

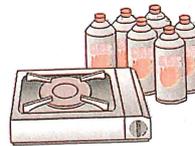
- 鍋、水筒
- 割り箸
- 缶きり
- 栓抜き
- 皿、コップ



（プラスチックか紙）

燃料

- 卓上コンロ
- 携帯コンロ
- 固形燃料
- ガスボンベ

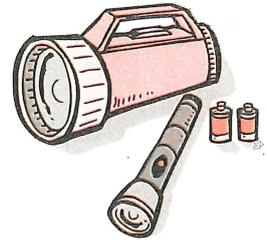
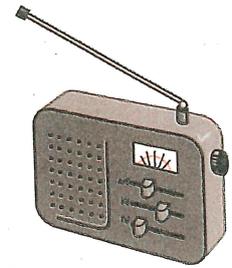


その他

- ()
- ()
- ()
- ()

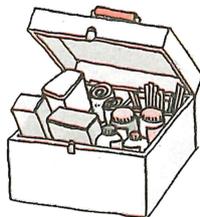
日用品

- 生活用水
- 洗面道具
- バケツ
- ろうそく
- ロープ
- スコップ
- ビニール袋
- 生理用品
- 携帯ラジオ
- 底の厚い靴
- ヘルメット、防災頭巾
- ライター、マッチ
- ドライシャンプー
- ビニールシート
- トイレットペーパー
- ティッシュペーパー
- ウェットティッシュ
- 布製ガムテープ
- キッチン用ラップ
- 寝袋
- ポリタンク
- 使い捨てカイロ
- さらし
- バール
- 新聞紙
- 予備電池
- 紙おむつ
- 懐中電灯
- 防塵マスク



応急医薬品

- 絆創膏
- 傷薬
- 包帯
- 消毒薬

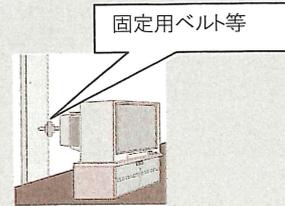
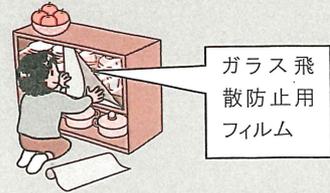
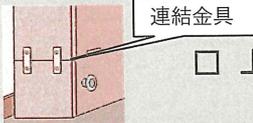
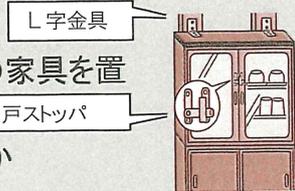


③ 家具などの転倒・落下防止

家具の転倒や落下物によるケガを防止するために、タンスや食器などの家具は、倒れないように固定しておきましょう。また、冷蔵庫やピアノ等のキャスターが付いている物も、動き易く危険なので、しっかり固定し、避難する経路沿いには、いざという時、屋外へ避難する場合の障害となるような物をなるべく置かないようにしましょう。

チェックポイント

- 寝室、幼児・高齢者、病人のいる部屋に、必要以上の家具を置いていないか
- 食器棚等の内容物が飛び出さないようになっているか
- 上下分かれている家具は、連結部が固定されているか
- ガラスが飛び散らないようになっているか
- 部屋の出入口、階段、通路に物が置いてないか
- 火の元付近に燃えやすいものはないか
- 屋根に設置してあるエアコン室外機は固定してあるか
- テレビ、冷蔵庫、ピアノなどは、固定されているか
- タンスや食器棚の上に壊れやすい物などが置かれていないか
- バルコニー、ベランダなどの落ちやすい所に植木鉢等が置いてないか



④ 家族防災会議

家族みんなの防災意識を高め、各人の役割分担や連絡方法を確認するため、家族で以下のことについて、よく話し合っておきましょう。

- ア 家の中での安全な場所の確認
- イ 非常持ち出し袋を用意し、点検、置き場所の確認をしておく
- ウ 救命講習等を通じて、応急手当の知識を身につける
- エ 消火器具などの安全点検
- オ 火気器具などの安全点検
- カ 近くの避難場所、安全な避難経路の確認
- キ 非常時の家族の役割分担
- ク 万一のための家族との連絡方法や集合場所

(災害伝言ダイヤル、Iモード災害用伝言板の活用)



⑤ 災害時の連絡方法

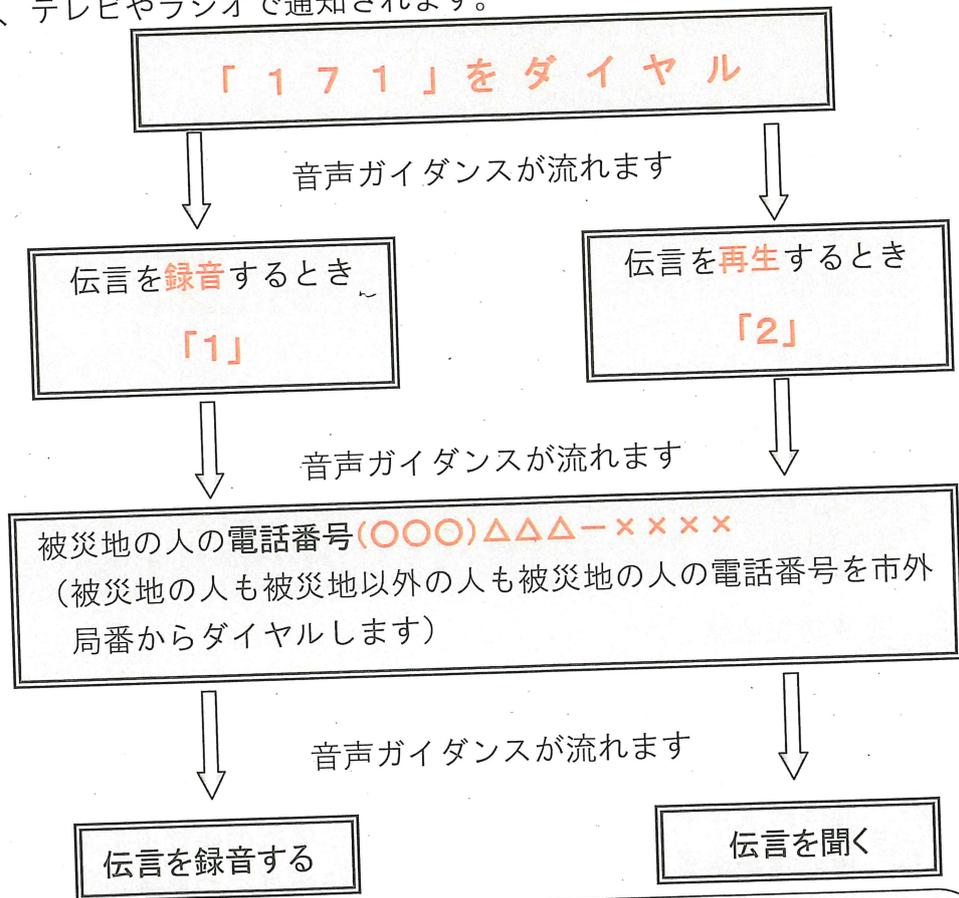
地震などの災害発生直後から数日間は、被災地への安否確認、見舞、問い合わせなどの電話が殺到し、携帯や一般電話は繋がりにくくなります。

緊急時の連絡は繋がりやすい公衆電話（停電時も利用可能）、NTTの災害伝言ダイヤルやNTTドコモの災害用伝言板を利用するようにしてください。

ア 災害伝言ダイヤル「171」の利用方法

震度6弱以上の地震などの災害発生時にNTTが開設するサービスです。

局番なしの「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって、伝言を録音したり、伝言を再生したりすることができます。サービスの開始は、テレビやラジオで通知されます。



- ※ 伝言保存期間は、被災地からの伝言を最優先し、メッセージは48時間保存されます。
- ※ 伝言時間は、1伝言あたり30秒以内です。
- ※ 伝言蓄積数は、1電話番号あたり1～10伝言です。
(災害の状況により、伝言蓄積数は異なります)

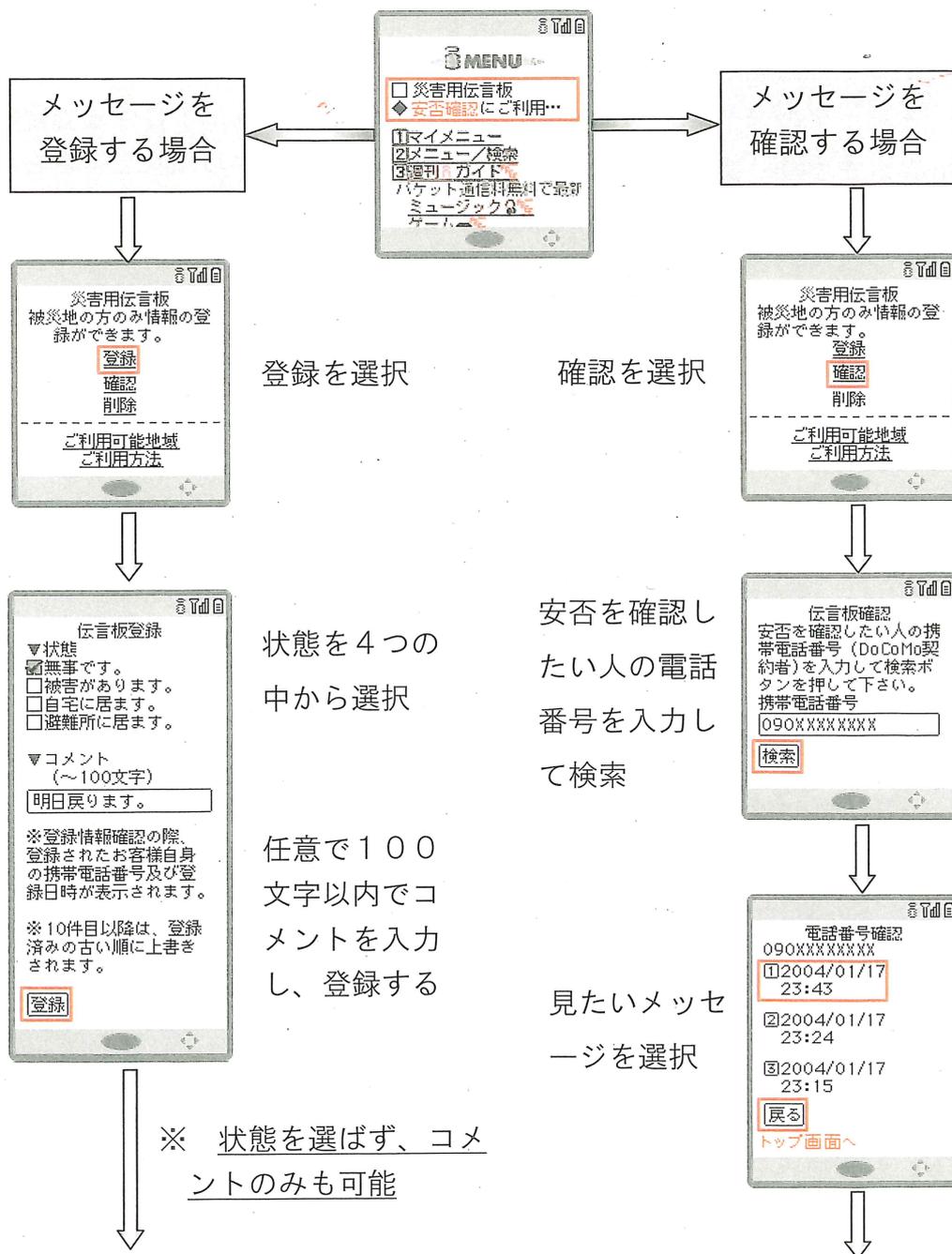
イ Iモード災害用伝言板の利用方法

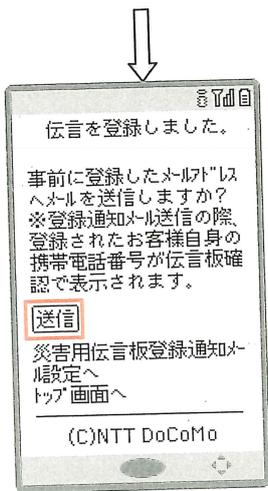
災害伝言ダイヤルと同様、災害が発生した場合にサービスを開始します。

メッセージ登録が可能なエリアは、災害が発生した地域を管轄しているドコモ各社の営業エリア全域及びその周辺です（登録可能エリアの詳細については、「災害伝言板」で確認できます）。

大災害が発生した場合、「i Menu」のトップに「災害用伝言板」が追加されますので、選択します。

〔ドコモの操作〕





「登録」が完了し、送信する場合は「送信」を押す



メッセージは登録から最大72時間保存され、10件まで登録することが可能です。10件を超えた場合は古いものから順次上書きされます。

- ※ 「iMenu」の「9：お知らせ」の中に「災害用伝言サービスについて」という項目がありますので、確認しておいてください。
- ※ 上記の操作は、ファミリー割引グループ以外の場合で、ファミリー割引グループについては、操作が若干異なります。

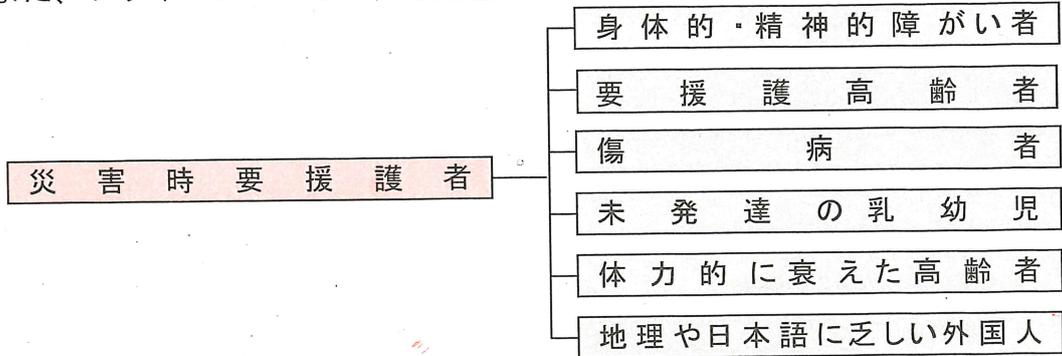
[ドコモ以外の操作]

<p>伝言を登録する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. トップページメニュー → 災害用伝言板 2. 災害用伝言板 → 登録 3. メッセージを選択 (メールに返信します) 4. 伝言板が完了 	<p>伝言を確認する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. トップページメニュー → 災害用伝言板 2. 災害用伝言板 → 検索 3. 伝言検索結果 → 検索 4. 伝言板確認結果表示 5. 伝言表示
<p>伝言を登録する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Yahoo!ケータイ → 災害用伝言板 2. 災害用伝言板 → 登録 3. メッセージを選択 (メールに返信します) 4. メッセージを選択 5. 伝言板が完了 	<p>伝言を確認する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Yahoo!ケータイ → 災害用伝言板 2. 災害用伝言板 → 検索 3. 伝言検索結果 → 検索 4. 伝言板確認結果表示 5. 伝言表示
<p>伝言を登録する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. CLUB AIR EDGE/H LINKケータイ → 災害用伝言板 2. 災害用伝言板 → 登録 3. メッセージを選択 (メールに返信します) 4. 伝言板が完了 	<p>伝言を確認する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. CLUB AIR EDGE/H LINKケータイ → 災害用伝言板 2. 災害用伝言板 → 検索 3. 伝言検索結果 → 検索 4. 伝言板確認結果表示 5. 伝言表示

災害伝言板体験デー：毎月1日・正月3ケ日・防災週間・防災ボランティア週間
(8/30~9/5) (1/15~1/21)

2 災害時要援護者の支援

災害時要援護者は、ハンディキャップの内容によって、その支援方法はさまざまです。その人に合った安全対策と支援方法を確立しておくことが大切です。また、プライバシーには十分な配慮が必要です。

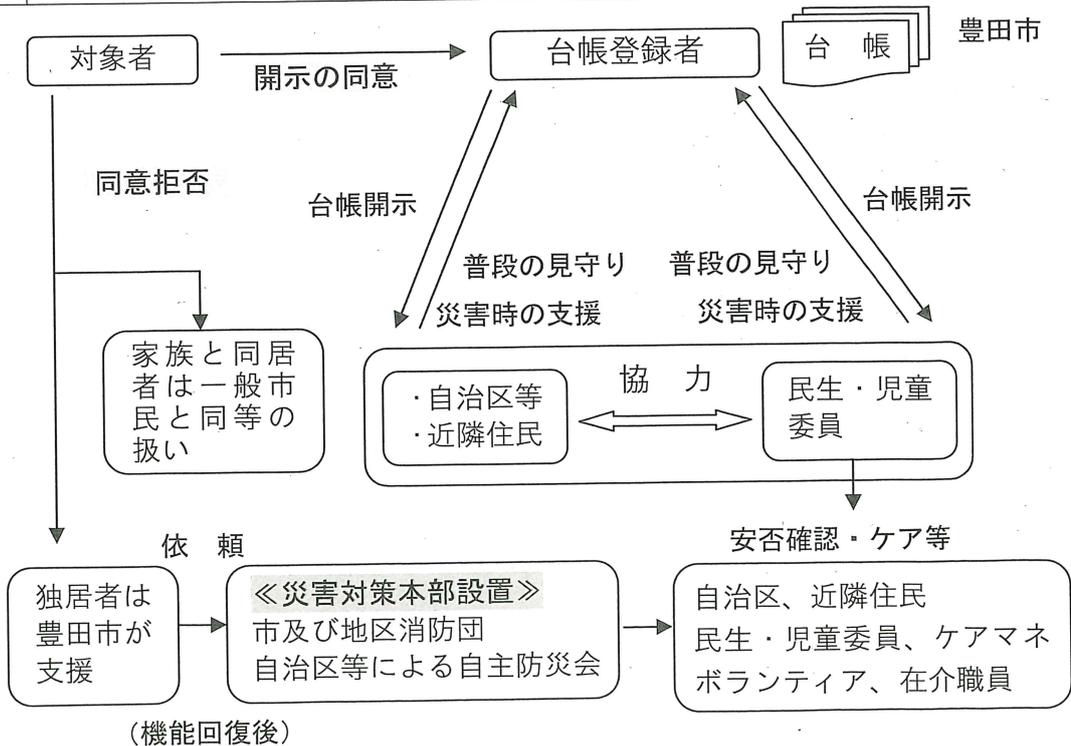


(1) 災害時要援護者の把握

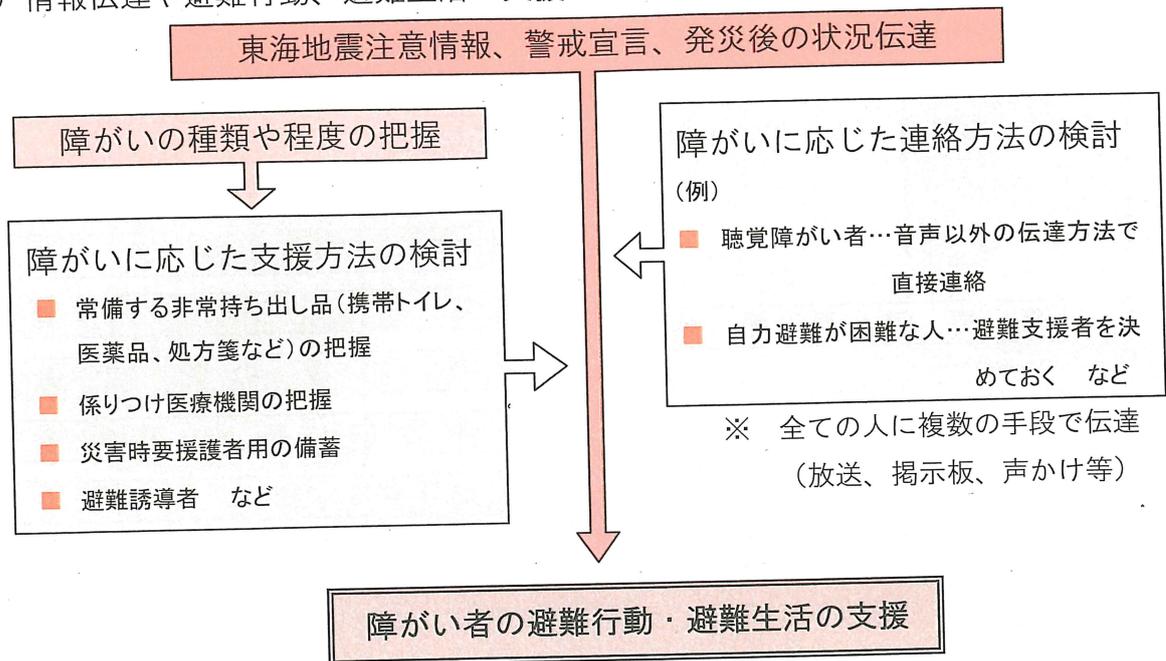
自主防災会で、災害発生時に災害時要援護者の安否確認、避難支援等が確実にできるよう、あらかじめ所在等を把握しておきましょう。

また、豊田市では下記の災害時要援護対象者について、登録制度を創設しています。自治区への名簿配布など、情報提供も行っていますので、ご活用ください。

該 当 者	
1	介護保険における要介護3～5の認定者のうちで在宅の方
2	ひとり暮らし高齢者登録者
3	在宅重度心身障がい者の認定者
4	上記1～3に順ずる者



(2) 情報伝達や避難行動、避難生活の支援



(3) 災害時要援護者が参加した防災訓練の実施

災害時に力を発揮するには、日頃からの地域のつながりが必要です。災害時要援護者やその家族に積極的に防災訓練に参加してもらいましょう。

(4) 災害時要援護者の誘導方法

① 高齢者・病人

- ア 援助が必要なときは、複数で対応する。
- イ 人手がなく緊急の場合は、ひも等を使って背負い、安全な場所まで避難する。

② 肢体の不自由な人

- ア 障がいの種類に応じた誘導方法を確認する。
- イ 車椅子の場合は、2～3人で対応し、階段を上る時は前向きで下がるときは後ろ向きにする。
- ウ 人手がなく緊急の場合は、ひも等を使って背負い、安全な場所まで避難する。

③ 目の不自由な人

- ア 驚かさなないように、避難を手伝うことを、まず伝える。
- イ 誘導は、ゆっくり、はっきりした声で杖を持っていない方の肘あたりに軽く触れるか、腕を貸して半歩前を歩く。
- ウ 方向を示すときは、「右斜め前〇〇m」などと具体的に伝える。

④ 耳の不自由な人

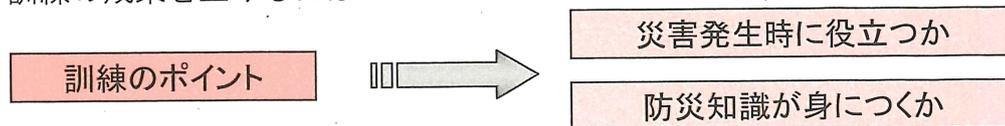
- ア 話す時は、相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくハッキリ動かす。
- イ 口頭でわからない場合は、紙あるいは手のひらに書いて知らせる。

3 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の目的

阪神・淡路大震災において、「**普段から訓練していないことは、いざという時にできない**」という教訓があり、非常事態に遭遇しても落ち着いて行動できるよう多くの人に参加を呼びかけ、日頃から繰り返し訓練を行うことが大切です。

(2) 訓練の成果を上げるには



訓練成果を上げるためには、次の6項目も大切です。

- ① 訓練計画を立て計画的に訓練を実施
- ② 関係機関との調整
- ③ 地域の特性にあった訓練
 - ア 急傾斜地に隣接した地域 → 山崩れを想定した訓練
 - イ 住宅密集地 → 延焼火災を想定した訓練
 - ウ 観光地 → 観光施設利用者を加えた訓練
 - エ 社会福祉施設に隣接した地域 → 社会福祉施設入所者を加えた訓練
 - オ 事業者が混在した地域 → 事業所と住民との合同訓練
- ④ 訓練実施日の周知徹底や変化に富んだ訓練の実施
- ⑤ 興味を持って参加でき、楽しめる訓練

具体的な訓練例

- 1 1泊2日のテント生活体験
- 2 災害を想定した障害物競走
- 3 バケツリレー競争
- 4 応急担架作りの競争
 - ※ 搬送する競争は、原則しない
- 5 起震車体験
- 6 スモークハウス体験
- 7 防災クイズ
- 8 防災ウォッチング



- ⑥ 災害時要援護者の立場になった訓練の実施と日頃からのコミュニケーション

(3) 事故防止

訓練中の事故を防ぐため、次のことに注意してください。

- ① 危険を伴う訓練は、専門家の指導を
消火訓練や救出救助訓練などは、危険が伴うため、消防機関等との打ち合わせが必要になります。訓練予定日直前に再度確認しておくことも大切です。
- ② 事前に十分な説明
訓練前には、参加者に事故防止の注意を促し、訓練資機材の操作方法や危険性について十分な説明が必要です。
- ③ 服装は訓練に適したものを着用
服装は、身軽で安全な動きやすい服装（綿の長袖シャツや長ズボンなど）で、身を守るために軍手やヘルメットを着用しましょう。
- ④ 事故が発生したら、適切な処置を
訓練中は、整理整頓に心がけますが、万一事故が発生した場合は、ケガ人の救護を最優先し、適切な措置をします。

(4) 各種訓練

防災訓練の代表的なものは、次のとおりですが、どの訓練も欠かすことのできないものであり、複合的に機能して被害を食い止めるために重要なものです。

また、どのような災害が発生する可能性があるのか、あらかじめ予測しておくことも大切です。積極的にイメージトレーニングに取り組み、いざという時に落ち着いて行動できるようにしておきましょう。

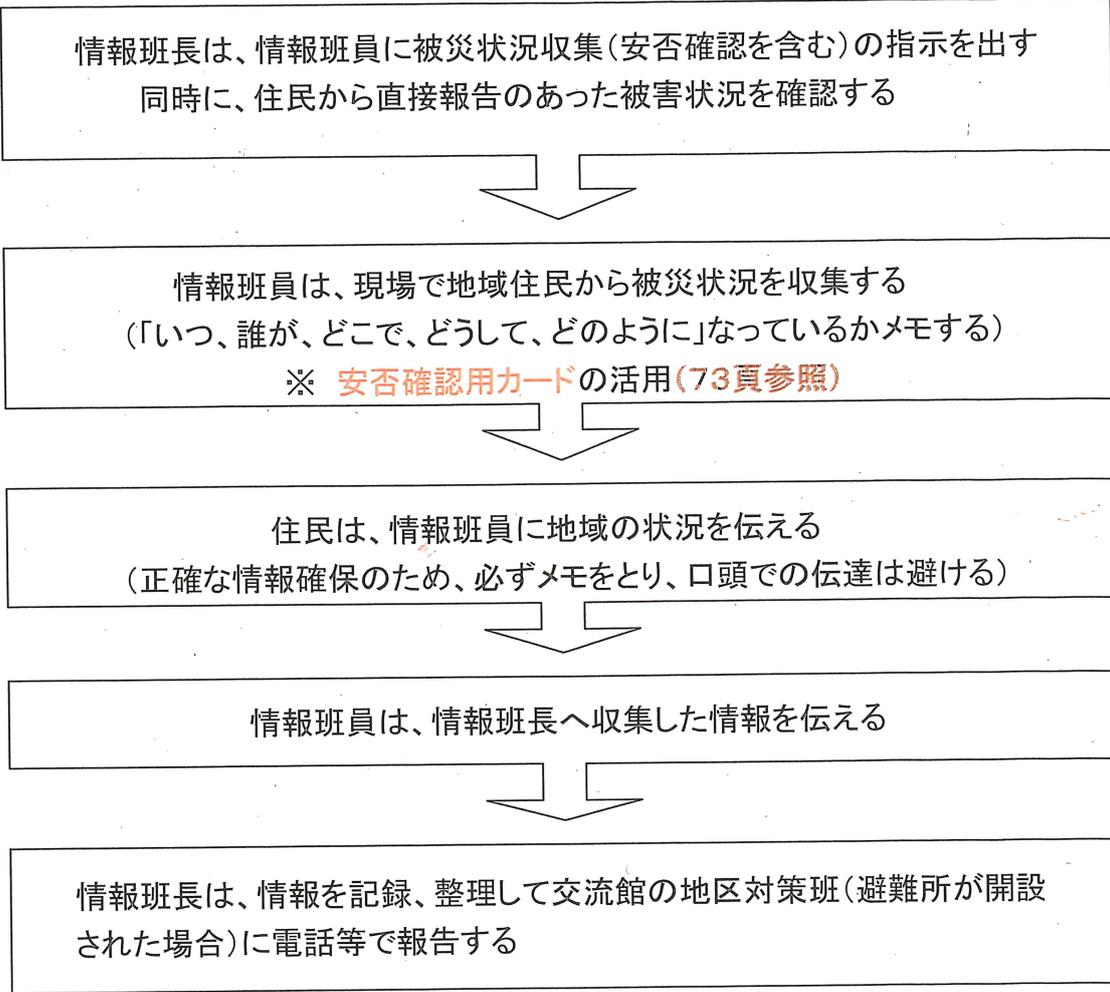
① 情報収集・伝達訓練

災害発生後、恐怖と不安の中で住民あるいは行政は情報を求めていますので、住民がパニックを起こす前に地域の情報を収集し、正確な情報を伝える方法を訓練しておくことが大切です。

ア 情報収集訓練

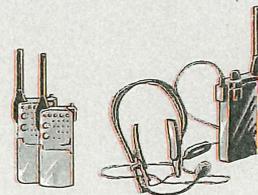
避難状況（安否確認）、被害状況、火災発生状況等を収集し、正確かつ迅速に交流館の地区対策班（避難所が開設された場合）に報告する訓練です。





情報収集のポイント

- 1 時期に適した報告
第1報は概要を速やかに報告し、第2報以降に確認できた事項を報告(バイクを活用すると便利)
- 2 事実の確認
災害時には、デマが多いので情報はできるだけ確認
- 3 情報の一元化
災害対策本部等に報告する場合は、担当者を決めておき、報告が矛盾しないようチェック
- 4 定期的な報告
「異常なし」も報告のうち
- 5 通信機に慣れる
使用方法をマスターし、通話は簡潔に
(アマチュア無線資格者の協力があると効果的)



イ 情報伝達訓練

市災害対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項、放送メディアから得た正しい情報を正確・迅速に手分けして住民に伝達し、不安を解消する訓練です。



災害対策本部は、自主防災会に口頭とメモで情報を示す

防災無線、サイレン、半鐘、
その他放送設備等で伝達

自主防災会は、わかりやすい伝達文にして情報班員に渡す
(正確に伝えるため口頭だけでなくメモも渡す)

情報班員は、地域分担して巡察し、拡声器などで伝達する
(口頭だけでなく、チラシや掲示板なども利用)

情報伝達のポイント

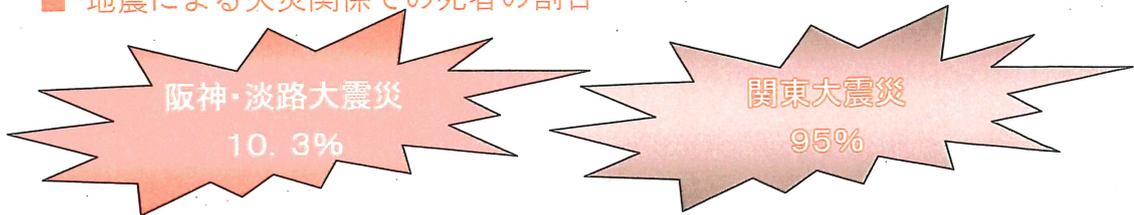
- 1 伝達は難しい言葉を避け、簡単な言葉で
- 2 口頭だけでなく、メモ程度の文書も渡す
- 3 情報を正確に伝達するため、受信者に内容を復唱させる
- 4 デマや噂には数字が関係することが多いので、数字の伝達には特に注意が必要
- 5 各世帯への情報伝達が正確かつ効率的に行えるよう、あらかじめ町内の伝達経路を明確にしておく
- 6 視聴覚障がい者、日本語が不自由な外国人に対する情報は十分配慮して行う



② 初期消火訓練

大地震が起きると、同時に多くの火災が発生します。地震による被害を軽減するためには、恐ろしい火災を出さないようにすることが不可欠です。

■ 地震による火災関係での死者の割合



自主防災会は初期消火活動を目的とした「バケツリレー」による消火訓練、「消火器」による消火訓練、「可搬ポンプ」による消火訓練を実施し、多くの人が初期消火の技術を習得しておくことが大切です。

ア 消火器を使用した訓練

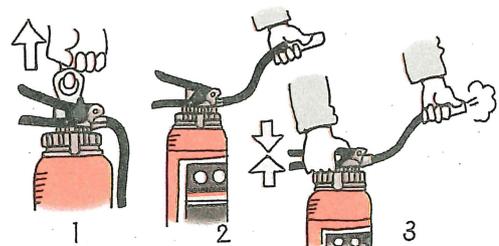
オイルパン（縦50cm、横70cm、高さ12cm以上のもの）に深さ2cmほど水を入れ、約500ccのガソリンを加えて点火し、消火器で消火する訓練です。

訓練上の注意

- 1 最低でも20mくらいの広さが必要
 - 2 点火は、専用の点火棒を使うと安全
 - 3 風上から点火又は消火
 - 4 燃料用の容器は、栓をして充分離す
 - 5 繰り返し使用する場合は、オイルパンの冷却を確認して燃料を入れる
 - 6 予備の消火器を用意
 - 7 訓練後の廃油処理に留意
 - 8 風下の住宅から距離を離す
 - 9 見学者は、火元から十分離れる
- ※ 薬剤の飛散に対する苦情等で、粉末消火器を使用できない場合は、水消火器による消火訓練も考慮する

〔消火器の使い方〕

- 1 安全ピンをはずす
- 2 ホースをはずし、火点に向ける
- 3 レバーを握り、手前から掃くように消火する



イ バケツを使用した消火訓練

20人程度で水の入っているバケツ班と空のバケツ班を作り、背中合わせに2列に並び、バケツを中継し、火の勢いを抑えるように注水して消火する訓練です。

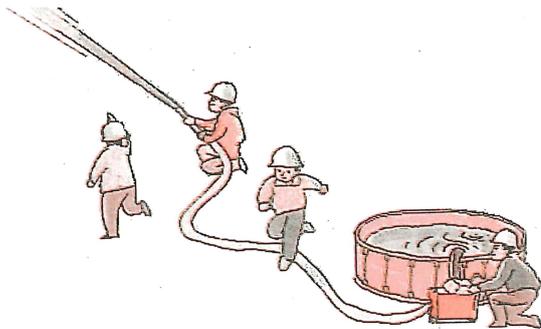


訓練上の注意

- 1 可燃物にオイルパンは使用しない
- 2 火点から2~3mの所に注水位置を決める
- 3 見学者は火元から充分離れる
- 4 予備の消火器を用意する
- 5 1列10人にバケツ7個の割合

ウ 可搬ポンプを使用した消火訓練

可搬式の動力ポンプに吸管やホースを結合して、防火水槽、河川等の水利から吸水して消火をする訓練です。



訓練上の注意

- 1 ポンプ性能により、吸水高が違うので注意
- 2 訓練を行うときは、消防職員・団員の指導を受ける
- 3 原則として、屋外側から放水
- 4 水利をあらかじめ確認しておく
- 5 必要以上に圧力を上げない
- 6 送水バルブは、少しずつ開ける

③ 救出・救助訓練

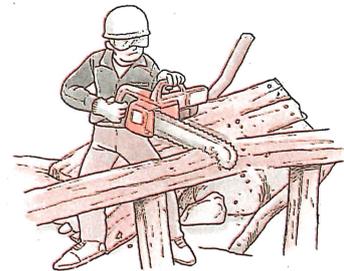
地震発生直後に家屋等（ブロック塀を含む）の倒壊により下敷きになった人を鉄パイプや角材、ジャッキなどを使用して救出し、搬送する訓練です。

倒壊家屋からの救出訓練は、かなり技術的・専門的な要素があり、場合によっては危険性を伴いますので、消防署・団員、大工、とび職人などから指導を受け、自主防災会として可能な範囲で訓練を実施します。

災害が大きければ大きいほど道路、橋梁等の被害も大きくなり、防災機関の対応はますます遅くなります。

「いざ」という時は、自主防災会あるいは近隣住民が中心となって要救助者を救出しなければなりません。

人的被害の軽減には、自主防災会などによる素早い行動が最も効果があります。日頃から救出救助訓練を実施し、住民の知識を高め、基本的な技能を身につけておきましょう。



生存率向上には、迅速な救助が不可欠！

長時間、手足や腹部などの筋肉を挟まれていた場合は、クラッシュ症候群又は挫滅症候群とも呼ばれ、筋肉細胞が傷害や壊死を起こし筋肉内の大量のカリウムが流失して高カリウム血症になったり、筋肉を構成しているミオグロビンが大量に遊離して腎臓の尿細管を詰まらせることにより急性腎不全を起こし、救出しても生存率がかなり低下することから、自主防災会等による早い段階での救出が最も効果があります。

迅速な救助を可能にするには、近所付き合いが大切!!

ア 建物の屋根を破壊する救助

角材やベニヤを使って、倒壊した建物の屋根の部分を作る。

〔訓練要領〕

- ・ 幅4m、高さ2～3メートルの屋根を作る。
- ・ 中に生存者に見立てた人形を入れておく。
- ・ 救出するときは、中の人に声をかけ、不安感を取り除く。
- ・ ジャッキ、斧、バールなどを使って屋根を壊す。



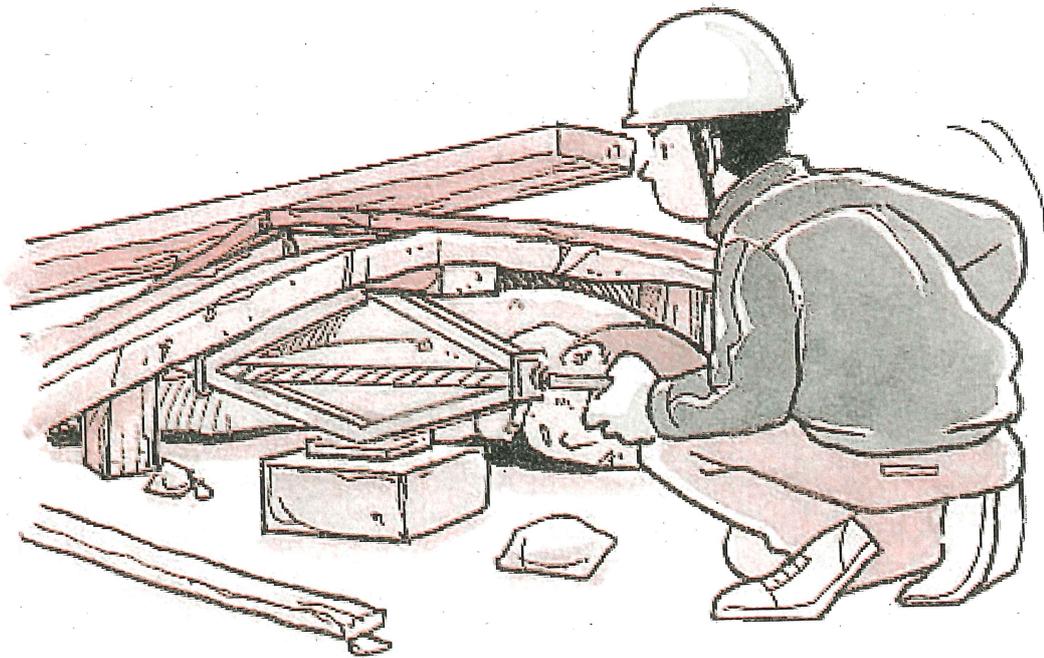
救出のポイント

- 1 瓦 葺 き:バールや斧で瓦を引き剥がし、斧で野地板を垂木に沿って切断する
- 2 トタン 葺 き:鉄板の接続部分近くにバールを入れて引き剥がし野地板を垂木に沿って切断する
- 3 スレート葺き:斧の背部で叩き割って除去し、野地板を垂木に沿って切断する

- イ 倒壊家屋からの救出・救助
廃材を利用して倒壊した建物を作る。

〔訓練要領〕

- ・ 中に生存者に見立てた人形を入れておく。
- ・ 救出するときは、挟まれている人に声をかけ、不安感を取り除く。
- ・ 木材・バールをテコにするか、ジャッキで間を作る。
- ・ 隙間が崩れないように角材等で補強し、救出する。



訓練上の注意

- 1 参加者の服装に注意(ヘルメット、安全靴、軍手等)
- 2 チェンソーを使う場合は、切る角材等は地面にしっかり固定して切断し、指導者の監視の下に行く
- 3 訓練を行う時は、消防署等の専門機関の指導を受ける

④ 応急救護訓練

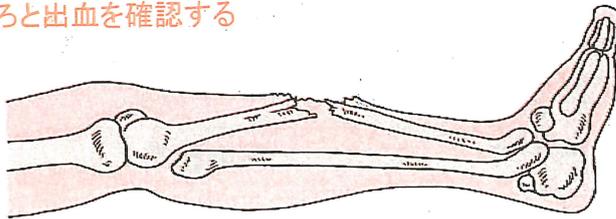
応急手当とは、傷病者の救命、容体の悪化防止、苦痛の軽減を目的として行います。医療機関で診療を受けるまでの一時的処置のことであり、手当てが誤っていると、かえって容体を悪化させたり、命にかかわることにもなりかねません。

救護訓練では消防署などの専門家に指導してもらい、救護班は普通救命講習や応急手当普及員講習などを受講し、より専門的な知識も身に付けておきましょう。

ア 骨折に対する応急手当

骨折の部位を確認する

■ 痛がっているところと出血を確認する

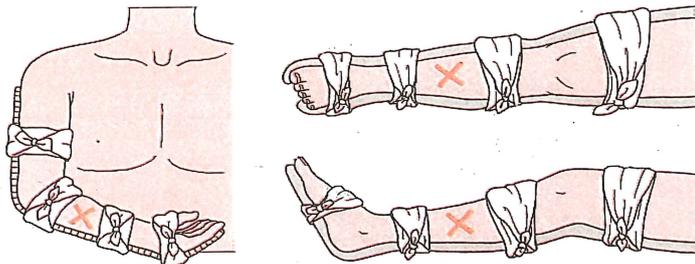


[ポイント]

- ☆ 動かさないようにして、腫れ、変形、骨の飛び出しを確認する
- ☆ 骨折の疑いがある場合は、骨折しているものとして手当てする

骨折しているところを固定する

■ 副木等を当て、三角巾などを使って固定する



[ポイント]

- ☆ ショックに注意し、固定は骨折部の上下の関節が固定できるように副木を当てる
- ☆ 副木がない場合は、新聞紙、雑誌、ダンボール、棒、傘、鉛筆などで固定する
- ☆ 大出血・意識障がいなどの生命に係わる症状がある場合は、これらに対する応急手当を優先する



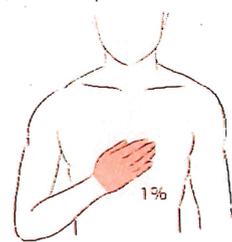
イ 熱傷に対する応急手当

熱傷の程度を調べる

- 熱傷の深さと面積を確認する。

[ポイント]

- ☆ 面積は、片手の手の平が、体表面積の概ね1%として調べる
- ☆ (深さ) I度 赤くなっている
- II度 水泡がある
- III度 皮膚が真っ白あるいは黒く焦げている

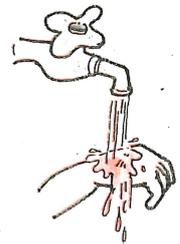


熱傷の手当てをする

- 赤くなっているだけなら、よく冷やすだけでよい
- 水ぶくれがある場合は、よく冷やした後にガーゼやタオルなどで覆い、破れないように注意して医療機関を受診する
- 皮膚が真っ白あるいは黒くこげている場合は、医療機関を受診する

[ポイント]

- ☆ 靴下など衣類を着ている場合は、衣類ごと冷やす
- ☆ 面積の広い熱傷の場合は、体が冷えすぎないように注意する
- ☆ 薬品を塗らない
- ☆ 水ぶくれの範囲の広い熱傷や皮膚が真っ白や黒くなっている熱傷は、119番通報してから、流水で冷やしながらか急車を待ち、早く医師の診察を受ける
- ☆ 化学薬品による熱傷は、衣服を取り除き、水道水で20分以上洗い流す



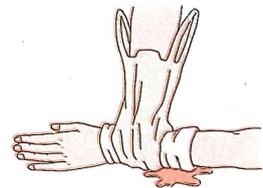
ウ 止血の仕方

直接圧迫法

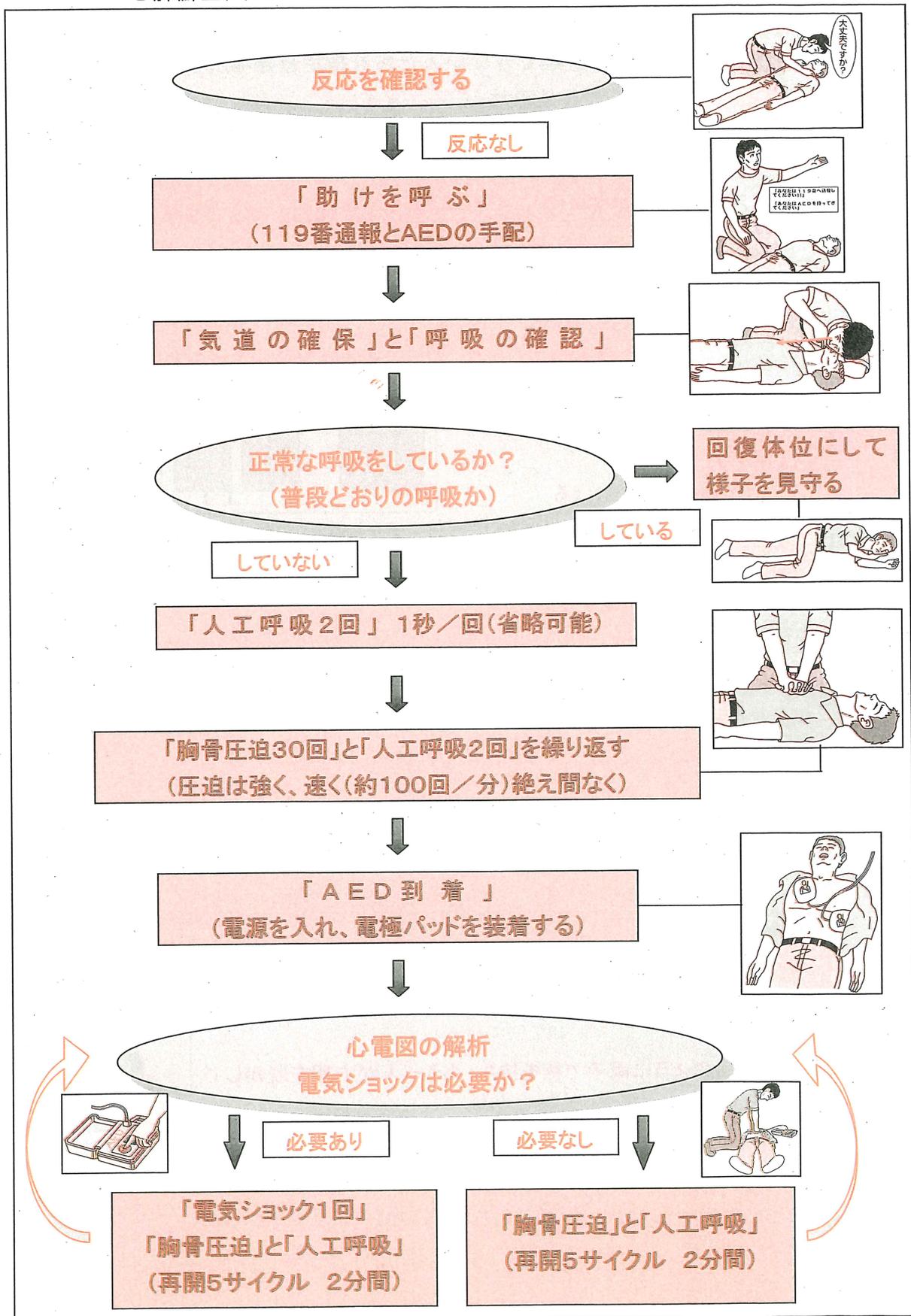
- 出血部位をガーゼやきれいなハンカチで直接圧迫し、出血を押さえる

[ポイント]

- ☆ 片手で圧迫しても止まらない場合は、両手で体重を乗せて圧迫し、止血する
- ☆ 感染防止のため、ビニール・ゴム手袋を使い、なければビニールの買い物袋などを使う



エ 心肺蘇生法とAEDの手順



オ 負傷者の運搬方法

地震などの災害が発生した時は、高齢者、身体に障がいのある人、家屋倒壊など、自力では避難できない人たちを指定避難場所などの安全な場所まで搬送しなければなりません。

災害時には、消防署などに頼ることはできません。自分たちである物を使って搬送しなければなりません。日頃から、応急担架の作り方や搬送方法などを訓練しておくことが大切です。

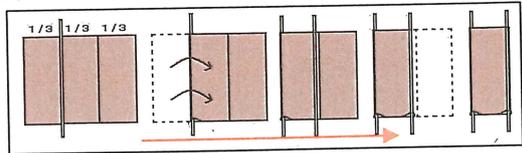
■ 毛布等を利用した応急担架による搬送

〔使用資機材〕

- ・ 棒（1.8～2.0mの竹、パイプなど） 2本
- ・ 毛布 1枚

〔作り方〕

- ・ 毛布を地面に広げる
- ・ 毛布の長い線の1/3のところを棒を置き、棒を包むように毛布を折り返す
- ・ 折り返された毛布の端にもう1本の棒を置き、その棒を包み込むように残りの毛布を折り返す



〔ポイント〕

- ☆ 1回目に折り返した毛布の端を2回目に折り返すとき、最初に折り返した毛布の端が棒に巻きつくようにすると安全性が保てる

■ Tシャツ等を利用した応急担架による搬送

〔使用資機材〕

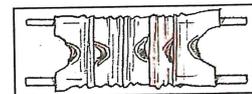
- ・ 棒（1.8～2.0mの竹、パイプなど） 2本
- ・ Tシャツ、セーター、ジャンパー等 4～5枚

〔作り方〕

- ・ 右図のように両手で棒を持ち、もう一人が衣服を脱がして（丈夫なTシャツ等）棒に通す
- ・ この要領で、両側から衣服を通して重ね合わせ、隙間をなくす

〔ポイント〕

- ☆ ボタンがついているものは、ボタンをできるだけはずさずに脱ぐ



■ その他の搬送方法

〔1人搬送〕

■ 背部から後方に移動する方法

- ・ お尻を吊り上げるようにして移動させる



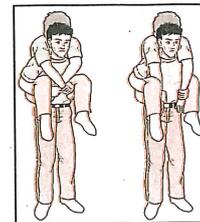
■ 毛布、シーツを利用する方法

- ・ 搬送者等の胸腹部を圧迫しないよう注意
- ・ やむを得ない場合にとどめる



■ 背負って搬送する方法

- ・ 搬送者等の両腕を交差又は平行にさせて、両腕を持って搬送する



■ 横抱きで搬送する方法

- ・ 小児、乳児、小柄な人は横抱きの方が搬送しやすい



〔2人搬送〕

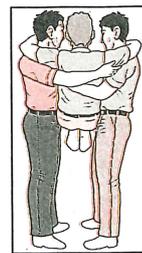
■ 前後を抱えて搬送する方法

- ・ 首が前に倒れる恐れがあるので、気道の確保に注意



■ 手を組んで搬送する方法

- ・ 余分な動揺を与えないよう2名が歩調を合わせる
- ・ 首が前に倒れる恐れがあるので、気道の確保に注意



■ 椅子を利用する方法

- ・ 椅子の前後に付いて、搬送し、落ちないように大腿部等を固定する



※ 搬送は、できるだけ災害時要援護者等に動揺を与えないようにし、運び終わるまで観察を続けるようにする。

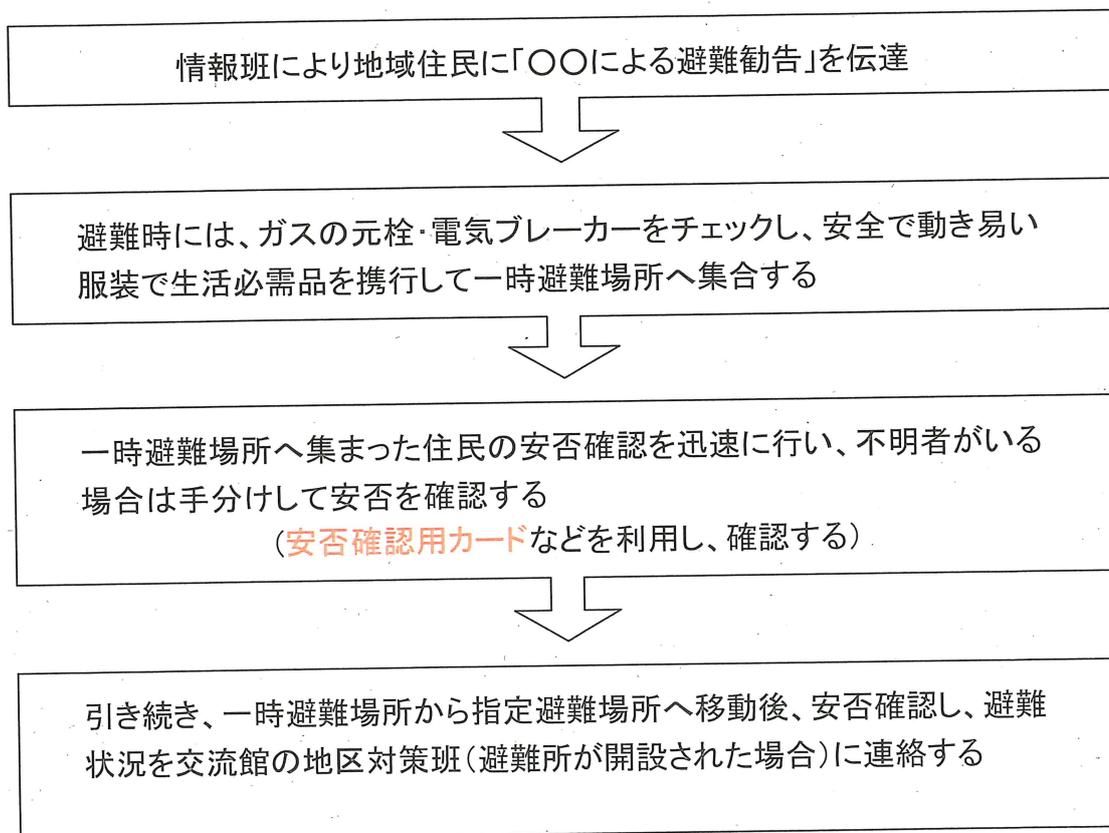
⑤ 避難訓練

突然災害が発生したり、警戒宣言が発令された時に、指定避難場所や安全な避難経路が周知されていれば、素早く避難することができます。

避難訓練の際に、避難時の携行品や服装についても指導するとともにリーダーとしての誘導方法や自力避難が困難な人の介助なども習得することが大切です。訓練は、「突然発災時」と「警戒宣言発令時」に分けて行います。



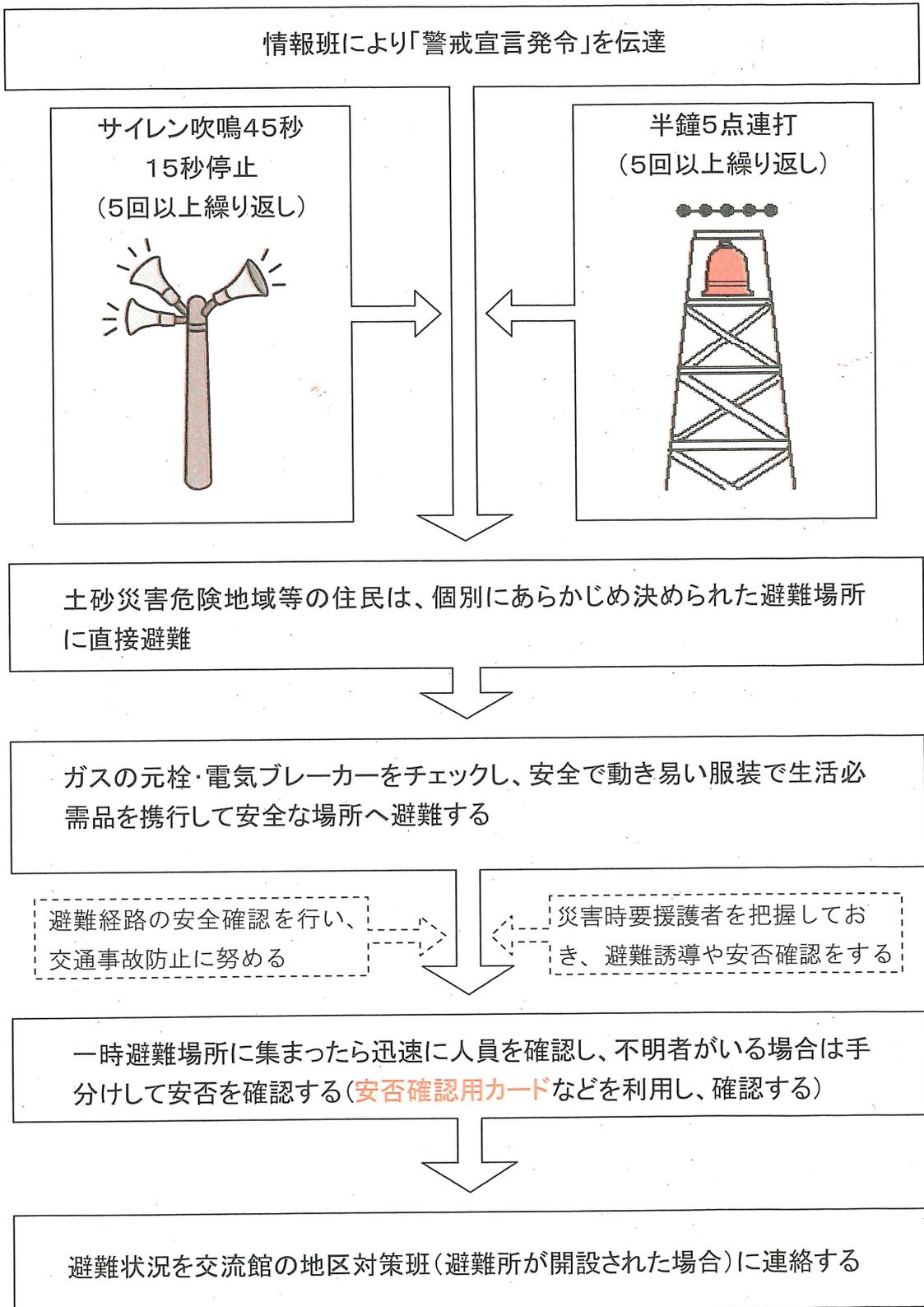
ア 突然発災時の避難訓練



避難訓練のポイント

- 1 避難者の人数、災害時要援護者の数を把握
- 2 グループを作り、誘導員、情報員などの役割分担を決める
- 3 災害時要援護者の避難は、担当者、避難具等を決めておく
- 4 リーダーは、避難場所、避難経路を適切に選び伝達する
- 5 災害時要援護者を中心に避難者がはぐれないようロープに掴まって避難する
- 6 避難途中も、ラジオなどから災害情報を聞く
- 7 指定避難場所へ到着したら、出発時に確認した人員が揃っているか確認する
- 8 夜間にも避難訓練を行ってみる

イ 警戒宣言時の避難訓練



※ 訓練では、各人の避難所到着までに要する時間を計測し、再検討の資料にすると良い。

⑥ 給食・給水訓練

災害時は、救援物資の不足による混乱が発生します。各班のリーダーが常に給食・給水のシステムに従って平等に配給できれば混乱も減少し、誰もが公平に物資を手に入れることができます。救援物資を必要とする人の数を把握し、リアルタイムで避難所本部に報告・協力することが大切です。

給食・給水班を構成する
(手洗い、三角布を着用し、衛生に留意)

テントを張り、テーブルを用意する

釜や飯ごう、大鍋を使って、おにぎりや味噌汁などの炊き出しを行う
(手や調理器具の洗浄に注意)



給食・給水活動のポイント

- 1 班のリーダーは、常に班の人数を確認し、避難所本部に報告
- 2 公的機関などからの救援物資の配給計画を立てる
 - ・ 物資の受入と配給がスムーズにできるよう計画する
 - ・ 班単位の代表者に配給し、混乱を避ける
- 3 配給拠点や配給方法を決めておく
 - ・ 事前に給水車の配給拠点を決めておく
 - ・ 給水車からの給水方法を訓練しておく
 - ・ 地域内の井戸など、飲料水を確保できる所を調査しておく

⑦ 災害図上訓練 (DIG)

参加者が地図を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考える災害図上訓練のことで、Disaster (災害)、Imagination (想像)、Game (ゲーム)の頭文字を取って付けられました。

自衛隊の指揮所演習にヒントを得て簡易化されたものです。

ア DIGの特徴は、

- ・ 参加者が大きな地図を囲み、議論を交わしながら進める。
- ・ 地図に書き込みをすることで、地域の防災マップができる。
- ・ 決まったルールがなく、単純で、経費もほとんどかからない。
- ・ 日頃、気が付かなかった地域の防災対策が明らかになり、参加者の防災意識が向上する。

イ DIGの進め方

- ・ 想定範囲の単位、テーマの選定

どういう立場で、どのような災害に立ち向かうのか、自治区、小学校区など「単位」を決め、その単位で行うテーマを決める。参加者の立場は、あらかじめ決めておいてもよい。

- ・ 地図の作成

テーマに合う地図を用意して貼り合わせる。地図は、数人が書き込みをしていくので、拡大コピーを用意する。

- ・ 地図への書き込み

地図にテーマに応じた様々な防災関係条件を書き込む。

(書き込み例)

- ☆ 交通施設 (道路)、河川等の線状のもの
- ☆ 役所、病院、消防署、公園 (避難場所) などの防災施設
- ☆ 危険な場所 (山・崖崩れの危険予想地域など)
- ☆ 住宅密集地域、古くからの住宅が多い地域
- ☆ 被害想定など

- ・ グループ討論

できあがった地図を見ながら、テーマに応じた対応策について意見交換を行う。初期の段階においては、具体的な課題を提示し、その対応等について考える。

- ・ 成果発表

話し合われた内容について発表する。様々な意見交換により情報が共有され、参加者の考えがより深まる。

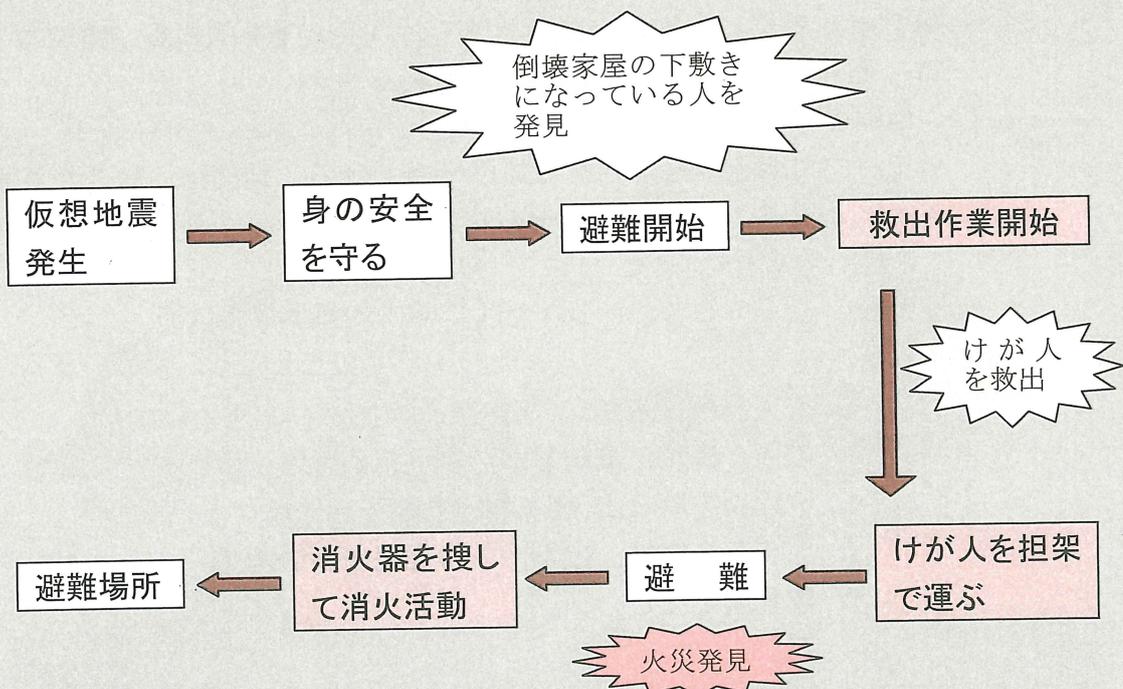
⑧ 発災対応型訓練

予測できない事態を訓練する！

実際の災害時には避難場所に避難する途中に火災に遭遇して、消火活動が必要になるかもしれません。また、道路がふさがれて先に進めなくなって、まわり道をしたり、近くで助けを求める声が聞こえてきて、救助が必要になるかもしれません。予測しがたい事態が次々と発生し、それに応じた活動が求められるのが「災害」です。

訓練方法は、まず、それぞれが自宅にいる時に「仮想災害」を発災させ、参加者は身の安全を確保した後に、家を出て一時避難場所へ向かいます。途中、倒壊家屋の下敷きになっている人を発見すれば救助し、けが人を担架で運び、火災に見立てた発煙筒があれば消火器を探して消火していきます。

「発災対応型訓練」での参加者の行動



■ 筋書きのない対応を求める訓練

傍観者的になりやすい従来型の防災訓練に比べ、この訓練は地域内で同時多発的に発生している様々な状況に対して筋書きのない対応が求められます。しかも地区全体が舞台になるので、実際に行われた訓練では普段は参加しない人たちも音を聞きつけて集まり、多くの住民参加が期待できます。

訓練が可能なら、様々な状況を作り出して、こうした総合的な発災対応型訓練にも取り組んでみると住民の防災意識も高くなります。

V 地震以外の災害



1 風水害

平成12年9月の東海豪雨は、昭和34年の「伊勢湾台風」及び昭和47年の「47・7豪雨災害」に次ぐ大災害となりました。

災害が大きくなればなるほど防災関係機関の活動には限界があり、家庭及び地域が果たす役割は大変重要になります。

東海豪雨では、必要な情報や資機材がないなど、地域の災害活動に支障が発生しました。

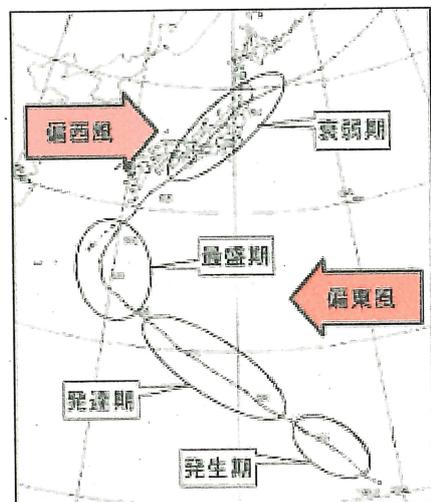
豊田市は、平成15年に矢作川豊田水防ステーションを建設し、災害時の拠点として、水防用資材を備蓄するとともに浸水対策として排水ポンプ車を配備しました。

地震対策と同様に風水害に対しても自主防災会の活動が大きな力となります。正確な情報をいち早く収集して、万全の対策をとり、被害を最小限にとどめましょう。

(1) 台風

日本列島には毎年多数の台風が接近または上陸し、強風と風雨によりたびたび大きな被害にあっています。台風情報に注意して被害が出ないように準備しておきましょう。

台風は、中心付近の最大風速がおよそ17.2 m/s 以上になったもので、その大きさは「風速15m/s(メートル毎秒)以上の半径」、強さは「最大風速」で表されています。



① 風速と被害

風速	被害
風速10m/s	雨傘をさしていると、壊されることがある
風速15m/s	看板やトタン板が飛び始める
風速20m/s	小枝が折れる
風速25m/s	瓦が飛び、テレビアンテナが倒れる
風速30m/s	雨戸がはずれ、弱い家は倒れることもある
風速35m/s	列車の客車が倒れることがある
風速40m/s	小石が飛ぶ
風速50m/s	たいていの木造家屋が倒れる
風速60m/s	鉄塔が曲がることもある

※ 風速は10分間の平均風速

② 台風の大きさ

階 級	風速 15m/s 以上の半径
大 型(大きい)	500km 以上 800km 未満
超大型(非常に大きい)	800km 以上

③ 台風の強さ

階 級	最 大 風 速
強 い	風速 33 ~ 44 m/s 未満
非常に強い	風速 44 ~ 54 m/s 未満
猛 烈 な	風速 54 m/s 以上

(2) 集中豪雨

集中豪雨は、短時間のうちに狭い地域に集中して降る豪雨のことで、梅雨の終わり頃によく起こります。狭い地域に限られ突発的に降るため、その予測は比較的困難です。

中小河川の氾濫などによる大きな被害が予測されます。気象情報には十分注意し、万全の対策をとるようにしましょう。

1時間の雨量	雨 の 降 り 方
5~10ミリ	すぐに水溜りができ、雨音がよく聞こえる
10~20ミリ	ザーザーと降り、雨音で話し声がよく聞こえない
20~30ミリ	ドシャ降りで側溝や下水、小さな川が溢れる
30~50ミリ	バケツをひっくり返したように降り、道路が川のようになる
50~80ミリ	滝のように降り、土石流が起こりやすい 車の運転は危険
80ミリ以上	雨による大規模な災害発生の危険があり、厳重な警戒が必要

東海豪雨での豊田市の被害

人的被害	死 者	1 名
住宅被害	半 壊	6 戸
	床上浸水 (住家)	219 件
	床下浸水 (住家以外)	19 件
道路被害	道路冠水	67 件
	道路崩壊	107 件

(3) 風水害への備え

① 屋外の対策



② 屋内の対策

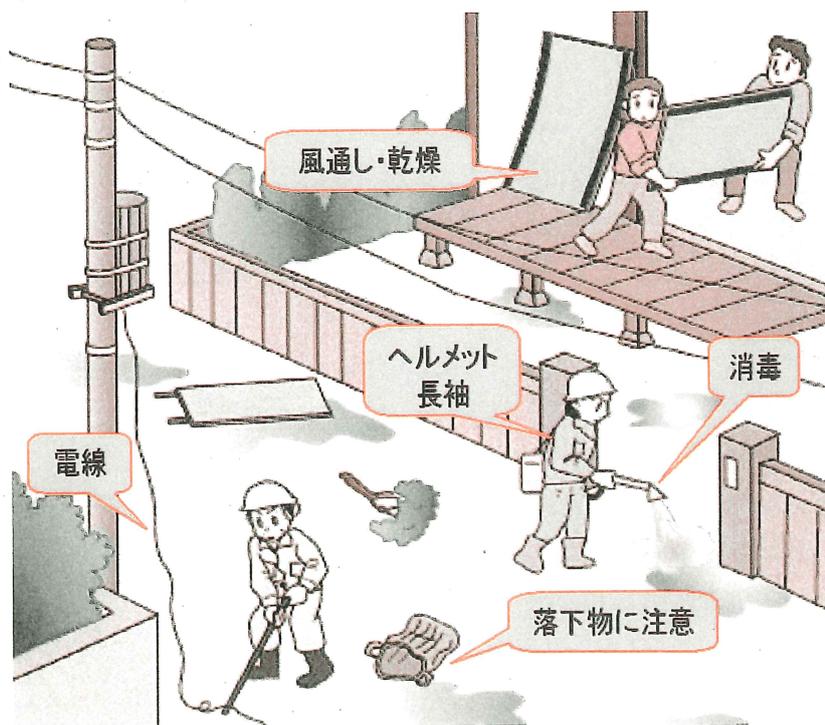
- ア 停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオの準備をする。
- イ 避難に備えて貴重品などの非常持出品の準備をする。
- ウ 気象情報をよく聞く。
- エ むやみに外出しない。
- オ 断水などに備えて、飲料水などを確保しておく。
- カ 高齢者や乳幼児、病人などを安全な場所へ移動させる。
- キ 浸水などの恐れがある所では、家財道具や食料品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所へ移動する。



(4) 被災後の安全点検

台風や豪雨が去った後は危険が潜んでいることが多いので、地域ぐるみで協力し合いながら安全に復旧活動をします。

- ① 断線した電線が家屋などに触れていないか。
(木の棒などで安全な場所へ移す。)
- ② 落下や倒壊の危険物はないか。
(あれば、ただちに補強や除去を行う。)
- ③ 浸水の被害にあったら消毒を念入りに。
- ④ 活動時にはケガをしないよう、肌を露出しない服装で。
(ヘルメットも着用して落下物に備えたい。)
- ⑤ 家の中は風通しをよくして乾燥させる。
- ⑥ 水害を受けたら衛生に注意。
(水道水は煮沸し、手の消毒を忘れない。)

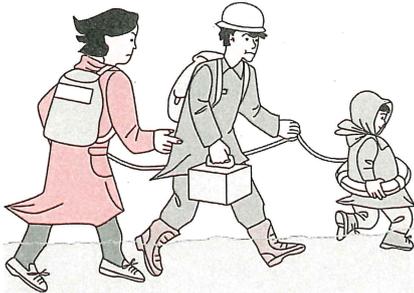


2 洪水（破堤・越水氾濫・浸水）

（1）避難のポイント

① はき物

裸足、長靴は禁物。紐で締められる運動靴がよい。



② ロープでつながって

はぐれないようにお互いの体をロープで結んで避難します。特に子供から目を離さないようにします。

③ 歩ける深さ

歩ける深さは男性で約70cm、女性で約50cm。
水深が腰まであるようなら無理は禁物。
高所で救援を待ちます。



④ 足元に注意

水面下にはマンホール、側溝などの危険が潜んでいるので、長い棒を杖がわりにして安全を確認しながら歩きます。

⑤ 子供や高齢者を安全に

高齢者や病人などは背負い、幼児は浮き袋、乳児はベビーバスを利用して安全を確保します。



(2) 避難対象区域

東海豪雨時の実績、矢作川浸水想定区域(国土交通省)、境川流域浸水想定区域(愛知県)を参考に、最大の浸水被害を想定して、避難対象地域を整理していますが、河川の浸水被害がどの地点で発生するかによって地域が異なります。



河川名	避難対象区域	
矢作川	越戸ダム 上流部	東広瀬小学校区(国附町、富田町、東広瀬町)、藤沢小学校区(藤沢町)、青木小学校区(枝下町、西広瀬町)
	越戸ダム 下流部から 山室橋まで	青木小学校区(荒井町、越戸町、花本町)、平井小学校区(百々町、平井町、扶桑町)、梅坪小学校(梅坪町、上原町、落合町、京町、東梅坪町)、拳母小学校区(全町)、元城小学校区(全町)、童子山小学校区(神田町、小坂本町)、根川小学校区(長興寺、錦町、前田町、元宮町、竜宮町)、寺部小学校(上野町、川田町、千石町、寺部町、水間町、社町)、野見山小学校区(野見町、御立町)、広川台小学校区(広川町、森町)
	山室橋下流	畝部小学校区(全町)、寿恵野小学校区(鷺鴨町、幸町、渡刈町)
籠川 (注1)	青木小学校区(荒井町、越戸町、花本町)、梅坪小学校区(梅坪町、上原町、落合町、東梅坪町)、四郷小学校区(四郷町)、伊保小学校区(貝津町、伊保町、田糲町、保見町)、大畑小学校区(大畑町、篠原町、八草町)	
巴川	幸海小学校区(幸海町、穂積町)、岩倉小学校区(岩倉町、松平志賀町)、九久平小学校区(加茂川町を除く全町)、野見小学校区(琴平町、渡合町)	
逢妻男川	土橋小学校区(鴻ノ巣町、土橋町、細谷町)、竹村小学校区(竹町、竹本町、中町、竜神町)、若林東小学校区(若林東町)、若林西小学校区(高美町、若林西町)、若園小学校区(中根町、花園町、吉原町)	
逢妻女川	朝日小学校区(逢妻町、貞宝町、花丘町、丸根町、横山町)、小清水小学校区(汐見町、千足町、高崎町、田町、天王町、西新町、本新町、宮上町、宮口町、宮町)、美山小学校区(田代町、本地町)、堤小学校区(高岡本町を除く全町)、駒場小学校区(全町)	

(注1) 籠川の上流部については、東海豪雨時に河川の越水による道路冠水、田畑への浸水に止まっており、避難行動は必要ないと考えられる。

※ 矢作川、籠川破堤による洪水以外の避難行動は、河川流域沿いの地域に限定したものとなる。具体的な広報活動対象地域は、「豊田市洪水ハザードマップ」を参考にする。

3 土砂災害（土石流・がけ崩れ・地すべり）

（1）土砂災害への注意

① 土石流

長雨や集中豪雨などで山腹や渓流の石や土砂が一気に下流へ押し流されます。巨大な威力と圧倒的なスピードで、進行方向にあるものを次々とのみこみ、壊滅させていきます。

〔前ぶれ〕

- ・山鳴りや木立の裂けるような音、ドンといった音がする。
- ・雨が降り続けているのに、川の水が急に減り始める。
- ・川の水が濁ったり、流木が流れてくる。
- ・腐った土の臭いがする。

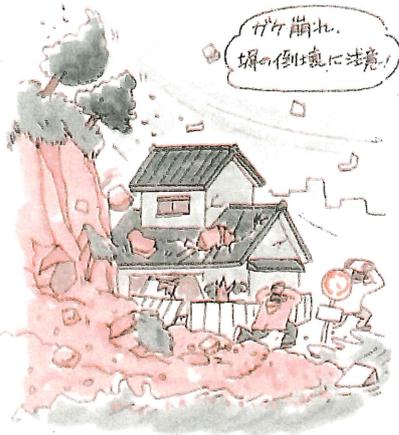


② がけ崩れ

雨水がしみ込んで、やわらかくなった斜面が急激に崩れ落ちます。日本で最も多い土砂災害で、人家の近くでも突然起きるため、逃げ遅れて犠牲となる人も多い災害です。

〔前ぶれ〕

- ・小石がバラバラと落ちてくる。
- ・がけから水が湧いてくる。
- ・がけにひび割れができる。
- ・地下水や湧水が止まる。



③ 地すべり

脆弱な地質の土地に豪雨が降り、ゆるくなった斜面の一部が地下水の影響と重力でゆっくり下方へ移動する現象です。ひとたび発生すると、家屋や道路、鉄道など広範囲に被害を与えます。

〔前ぶれ〕

- ・地面にひび割れができる。
- ・地面の一部が陥没したりする。
- ・沢や井戸の水が濁る。
- ・がけや斜面から水が噴き出す。
- ・家や要壁に亀裂が入る。



(2) 注意が必要な場所

① 扇状地

山間部への集中豪雨で土石流が発生すると、山のふもとの扇状地が直撃を受ける恐れがあります。

土石流に注意し、早めに避難準備をしてください。

② 造成地

丘陵を切り崩してつくられた造成地は、地質や地形が不安定です。豪雨で地盤がゆるむと崩れる危険があります。

水抜き穴から濁り水が出始めたら要注意です。

③ 山岳地帯

傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地は、雨でがけ崩れを起こす危険性があります。

樹木の少ない山間部は土石流の注意も必要です。

④ 河川敷

河川の流域や、昔、河川敷だった土地は、豪雨により浸水する危険性があります。

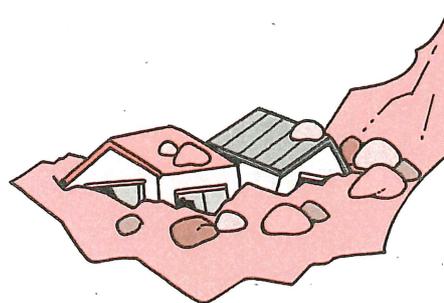
洪水注意報、警報が出たら、いつでも避難できる対策が必要です。

前兆現象に注意を！



(3) 避難対象区域

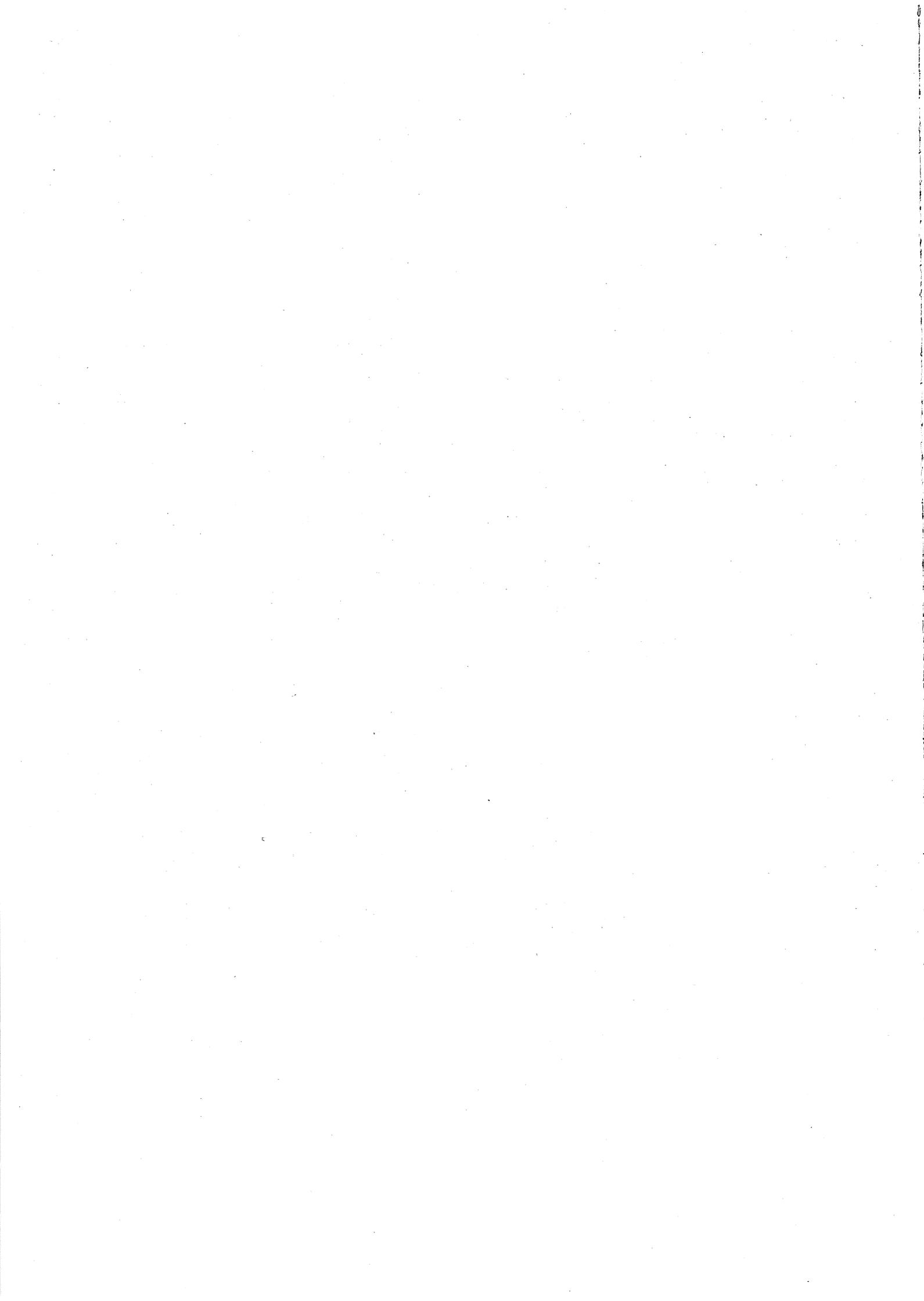
危険箇所が市域のあらゆる箇所に点在していることから、市職員や消防団員等による危険箇所の巡視情報や周辺住民からの通報などの情報を基に、避難勧告等の対象となる『避難対象地域』を判断します。



避難勧告等は以下の基準を参考に、土砂災害の前兆現象、巡視等により収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的に判断して発令されます。

雨量観測局		警戒が必要な区域【旧市地区は自治区名、旧町村地区は町名】
拳母地区	本 庁	なし
	豊 田	なし
上郷地区	上 郷	なし
高岡地区	高 岡	なし
	駒 場	なし
高橋地区	矢 並	矢並町、池田町、山中町 【石野地区】七重、上高町 【松平地区】幸海町、穂積町 【足助地区】霧山町、則定町
	保 見	保見町、保見緑苑、田糶町、篠原
保見地区	大 畑	大畑、八草、篠原、広幡町、保見緑苑
	猿 投	なし
猿投地区	加 納	猿投、加納町、本徳、乙部 【藤岡地区】西中山町
	西 広 瀬	西広瀬町、枝下町 【石野地区】東広瀬上切、東広瀬下切、石野町、国附、小峯町 【藤岡地区】田茂平町、西中山町
	石 野	石野町、力石町、東広瀬上切、東広瀬下切、下室町、芳友町、中金町、国附、小峯町、勘八、千鳥・成合
石野地区	藤 沢	藤沢、松嶺・押沢、富田、国附、小峯町 【藤岡地区】下川口町、御作町 【足助地区】大河原町、月原町、摺町、葛町
	上 鷹 見	上高町、七重、勘八、千鳥・成合 【高橋地区】山中町、池田町
	松 平	穂積町、松平志賀町、九久平、鶺ヶ瀬町、巴町、柱野町、岩倉東、岩倉南、岩倉西、加茂川町、鍋田、大内、中垣内 【高橋地区】古瀬間、志賀町、大見
松平地区	豊 松	豊松、坂上町、石楠、王滝、松平 【足助地区】下佐切町、上脇町、国閑町
	滝 脇	滝脇町、長沢町、松平、林添町、加茂川町
藤岡地区	藤 岡	藤岡飯野町、折平町、上渡合町、深見町、木瀬町、石飛町、迫町、御作町、田茂平町、西中山町、北一色町

	木瀬ダム	大岩町、三箇町、白川町、西市野々町、石畳町、北曾木町、上渡合町、木瀬町 【小原地区】大平町、寺平町、北篠平町、荷掛町
小原地区	小原	大洞町、三ツ久保町、下仁木町、永太郎町、松名町、西細田町、乙ヶ林町、荷掛町、樽俣町、寺平町、千洗町、沢田町、遊屋町、西萩平町、喜佐平町、大坂町、小原町、大平町、小原大倉町、北篠平町、市場町、北大野町、李町、平畑町、日面町、築平町、川下町、鍛冶屋敷町、百月町 【藤岡地区】上川口町
	小峠	大洞町、三ツ久保町、下仁木町、永太郎町、松名町、西細田町、小原北町、東郷町、小原田代町、上仁木町、大ヶ蔵連町、前洞町、雑敷町、柏ヶ洞町、川見町、樽俣町、宮代町、苜萱町、平岩町、岩下町、西丹波町 【旭地区】上切町
足助地区	足助	東大島町、田振町、野林町、東川端町、有洞町、籠林町、岩神町、近岡町、井ノ口町、室口町、足助町、塩ノ沢町、葛町、中立町、大塚町、東中山町、実栗町、大蔵町、栃ノ沢町、足助白山町、富岡町、桑田和町、漆畑町、椿立町、大蔵連町 【石野地区】中切町、野口、城見町
	猿海老	東渡合町、御蔵町、実栗町、小町、上切山町、西檜尾町、大蔵町、久木町、東中山町、玉野町、富岡町、新盛町、菅生町、大井町、永野町、桑田和町、細田町、北小田町、小手沢町、竜岡町 【旭地区】池島町、市平町、万根町、東萩平町、榊野町、大坪町、杉本町、押井町、加塩町
	明川	大井町、北小田町、平沢町、明川町、連谷町、大多賀町、細田町、五反田町、永野町、玉野町、千田町、二夕宮町、上八木町、竜岡町、川面町、怒田沢町 【旭地区】押井町、加塩町、惣田町、伊熊町、小畑町、伯母沢町、慎本町、日下部町、旭八幡町、坪崎町
	冷田	東大島町、田振町、野林町、東川端町、有洞町、則定町、下国谷町、国谷町、上小田町、沢ノ堂町、安実京町、白倉町、冷田町、戸中町、平折町、栃本町、桑原田町、上佐切町、下平町、岩谷町、四ツ松町、葛沢町、東大見町、山ノ中立町、山谷町
下山地区	下山	花沢町、蕪木町、下山田代町、田折町、大沼町、平瀬町、田平沢町、栃立町、神殿町、小松野町、蘭町
	山仲	田平沢町、栃立町、神殿町、和合町、小松野町、大桑町、黒坂町、羽布町、立岩町、東大林町、野原町、宇連野町
	梨野	立岩町、東大林町、野原町、宇連野町、高野町、梨野町、阿蔵町 【足助地区】御内町、東大見町、山ノ中立町、綾渡町、怒田沢町
旭地区	旭	小渡町、島崎町、有間町、小田町、明賀町、万町町、太田町、余平町、笹戸町、大坪町、杉本町、伯母沢町、旭八幡町、小滝野町、閑羅瀬町、時瀬町、下切町、下中町、上中町、上切町、一色町、三分山町、浅谷町、須淵町 【小原地区】樽俣町、平畑町
稲武地区	稲武	稲武町、武節町、桑原町、夏焼町、御所貝津町、川手町、押山町、大野瀬町、野入町、中当町
	富永	富永町、黒田町、小田木町 【足助地区】連谷町、大多賀町 【旭地区】牛地町、田津原町、坪崎町



VI 自主防災会に必要な台帳類 と避難者名簿

- 1 自主防災会台帳
- 2 住民台帳
- 3 人材台帳
- 4 災害時要援護者台帳
- 5 資機材点検記録表
- 6 救助資機材提供者台帳
- 7 安否確認用力ード
- 8 避難者名簿（世帯単位）

1 自主防災会台帳

(表)

自主防災会名

防災会

会長氏名	(就任 年 月)	年 齢	(就任 年 月)	年 齢	(就任 年 月)	年 齢	(就任 年 月)	年 齢
電話番号								
世帯数	戸		戸		戸		戸	
人口	人		人		人		人	
規約	有 ・ 無			防災計画書		有 ・ 無		
地域内で注意すべき危険	危険の種類	世帯数	人数	対処方法				
	山・崖崩れ							
	その他							
実施年度	年度		年度		年度		年度	
	内容	時期	内容	参加人数	時期	内容	参加人数	時期
区分	内容	参加人数	時期	内容	参加人数	時期	内容	参加人数
活動状況	防 災 訓 練							
	セミナー・講習会等							

(裏)

(年 月 日作成)
(年 月 日作成)
(年 月 日作成)
(年 月 日作成)

発災後の 避難	一時避難場所				指定避難場所				広域避難地			
在 庫 及 び 活 動 資 機 材												
倉庫	構造					面積	m ²					
区分	品名	数 量				区分	品名	数 量				
		年	年	年	年			年	年	年	年	
達 情 報 具 伝	電池式メガホン					救 助 ・ 救 出 用 具	担 架					
	トランシーバー						救助用ボート					
	ラ ジ オ						救急セット					
初 期 消 火 用 具	街頭用消火器					避 難 用 具	ヘルメット					
	消火器格納庫						強カライト					
	バ ケ ッ						携帯用発電機					
	ホ ー ス						投 光 器					
	小型動力ポンプ						コードリール					
救 助 ・ 救 出 救 護 用 具	エンジンカッター					給 食 給 水 用 具	防災用トイレ					
	ペ ン チ						腕 章					
	ボルトクリッパー						毛 布					
	ノコギリ					そ の 他	かまど					
	斧						ハソリ					
	ジャッキ						鍋・釜					
	スコップ						燃 料					
	つるはし						非常食(備蓄)					
	バ ー ル						受水槽(備蓄)					
	ハンマー						テ ン ト					
	掛 矢						毛 布					
	な た											
	鋏											
折りたたみ梯子												
一 輪 車												
リヤカー												

2 住民台帳

自主防災会名

防災会

世帯主			電話番号	—
住所				
住居形態 ※	持家・平屋・2階建・借家・アパート・マンション・間借・その他()			
地域特性 ※	山・崖崩れ危険予想地域、延焼火災危険予想地域、液状化危険予想地域			
	その他()			
避難先	山・崖崩れ危険予想地	突発地震時 ※	避難ビル・一時避難場所・その他()	
	延焼火災危険予想地域		一時避難場所()	
			広域避難地 ()	
	その他の地区	地震発生後、自宅に住めなくなった場合	指定避難場所() ----- 親戚・知人宅に避難の場合 (避難先住所) (氏 名) (電話番号) —	

No.	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	血液型		昼間の居場所(平日)	緊急時の自主防災組織への協力 可能=○ 不可能=×			防災上の参考事項 ・役に立つ資格・技能等 ・要介護理由
				ABO	Rh		平日	休日	夜間	
1			明・大・昭・平 年 月 日							
2			明・大・昭・平 年 月 日							
3			明・大・昭・平 年 月 日							
4			明・大・昭・平 年 月 日							
5			明・大・昭・平 年 月 日							
6			明・大・昭・平 年 月 日							
7			明・大・昭・平 年 月 日							
8			明・大・昭・平 年 月 日							
9			明・大・昭・平 年 月 日							
10			明・大・昭・平 年 月 日							

- ・※=該当する項目を○で囲む。 ・緊急時の自主防災組織への協力・・・小学生は除く。
- ・防災上役に立つ資格・技能等・・・(例)元消防団員、保険・助産・看護師、元消防士・警察官・自衛官、整体・整骨師、応急手当講習修了者、水難救助資格者、アマチュア無線資格者
- ・要介護理由・・・介護を要する家族がいる場合や寝たきり、歩行障害、視覚障害、聴覚障害などを記入する。

4 災害時要援護者台帳

自主防災会名

防災会

状 態	災 害 時 要 援 護 者 氏名・住所・電話番号		特記事項	介 護 担 当 者		備 考
				氏 名	連 絡 先	
	氏名					平日昼間 夜間及び休日
	住所					平日昼間 夜間及び休日
	電話番号					平日昼間 夜間及び休日
	氏名					平日昼間 夜間及び休日
	住所					平日昼間 夜間及び休日
	電話番号					平日昼間 夜間及び休日
	氏名					平日昼間 夜間及び休日
	住所					平日昼間 夜間及び休日
	電話番号					平日昼間 夜間及び休日
	氏名					平日昼間 夜間及び休日
	住所					平日昼間 夜間及び休日
	電話番号					平日昼間 夜間及び休日
	氏名					平日昼間 夜間及び休日
	住所					平日昼間 夜間及び休日
	電話番号					平日昼間 夜間及び休日
	氏名					平日昼間 夜間及び休日
	住所					平日昼間 夜間及び休日
	電話番号					平日昼間 夜間及び休日
	氏名					平日昼間 夜間及び休日
	住所					平日昼間 夜間及び休日
	電話番号					平日昼間 夜間及び休日

- ・特記事項には、移動に要する器具など、介護に際して留意すべき事項を具体的に記入する。
- ・介護担当は、家族も含め対処しやすい状況にある順とする。
- ・状態等は、寝たきり・歩行困難・どんな障害を持っているかなどを記入する。
- ・備考欄は、一日の介護担当の主な時間帯を○で囲む。

7 安否確認用カード

避難場所名	
-------	--

※同居家族全員の情報をご記入ください。

自宅住所	TEL			—
避難日時		退 所	年 月 日	
退所後住所		退所後電話		

氏 名 (年 齢)	性別	避 難 の 状 況 等	健 康 等	備 考
(ふりがな) ----- (才) <input type="checkbox"/> 閲覧可 <input type="checkbox"/> 閲覧不可	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない	<input type="checkbox"/> け が <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要 援 護 <input type="checkbox"/> 死 亡	
(ふりがな) ----- (才) <input type="checkbox"/> 閲覧可 <input type="checkbox"/> 閲覧不可	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない	<input type="checkbox"/> け が <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要 援 護 <input type="checkbox"/> 死 亡	
(ふりがな) ----- (才) <input type="checkbox"/> 閲覧可 <input type="checkbox"/> 閲覧不可	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない	<input type="checkbox"/> け が <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要 援 護 <input type="checkbox"/> 死 亡	
(ふりがな) ----- (才) <input type="checkbox"/> 閲覧可 <input type="checkbox"/> 閲覧不可	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない	<input type="checkbox"/> け が <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要 援 護 <input type="checkbox"/> 死 亡	
(ふりがな) ----- (才) <input type="checkbox"/> 閲覧可 <input type="checkbox"/> 閲覧不可	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない	<input type="checkbox"/> け が <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要 援 護 <input type="checkbox"/> 死 亡	
(ふりがな) ----- (才) <input type="checkbox"/> 閲覧可 <input type="checkbox"/> 閲覧不可	男・女	<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡が取れない	<input type="checkbox"/> け が <input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 要 援 護 <input type="checkbox"/> 死 亡	

(注)このカードは、親族、友人、知人などからの安否確認の問合せや避難者名簿の作成に使用します。運営本部や役所の職員が問合せのあった人のカードを検索し、相手に回答します。ただし、プライバシーの保護の観点から、本人が閲覧を認めている方に限りしますので、このカードの氏名欄下段にある「閲覧可」、「閲覧不可」のどちらかにチェックしてください。

8 避難者名簿(世帯単位)

「避難所対策班提出用」

避難-2

避難者名簿(世帯単位)

				通番		
※ 太枠内を記入してください。				避難所名		
避難日時		月 日 時 分		避難種別		自主・勧告・指示・被災・他
住所				電話		() - -
				携帯		() - -
代表者 及び続 柄	フリ	ガナ	生年月日 年齢	性別	他 問 合 せ	障害者・高齢者・疾病者(病名)など 配慮が必要な事項
	氏	名				
※避難してきた人のみ記入してください。			明 大 昭 平	男・女	不可	<input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 要援護者 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが
代表者			才			
			明 大 昭 平	男・女	不可	<input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 要援護者 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが
			才			
			明 大 昭 平	男・女	不可	<input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 要援護者 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが
			才			
			明 大 昭 平	男・女	不可	<input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 要援護者 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが
			才			
			明 大 昭 平	男・女	不可	<input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 要援護者 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが
			才			
			明 大 昭 平	男・女	不可	<input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 要援護者 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが
			才			
《特別な要望》				親 族 等 の 連 絡 先	住所	
					氏名	
					電話	() - -
					携帯	() - -

※他からの問合せがあった場合に住所、氏名を公表してはいけない場合は、「不可」に○をしてください。

【退所】…退所する場合は、避難場所運営者に連絡してください。

退所日時	月 日 時 分	特記事項
退所先 住所		
連絡先	() - -	

発行・編集
事務局

豊田市自主防災会連絡協議会
豊田市役所社会部 防災防犯課
〒471-8501
豊田市西町3丁目60番地
電 話：34-6750
ファックス：34-6048
E-mail: bousai@city.toyota.aichi.jp

発行年月

平成19年7月
平成21年3月 改訂

災害に対する心構え

自分の命は、自分で守る

自分の家は、家族で守る

自分のまちは、自分たちで守る

(地震対策は、100%が事前の準備です)